

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成17年3月18日（金）

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

目 次

<企 画 課>

1	H I V感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について	1
2	障害者ケアマネジメント体制支援事業について	1
3	特別児童扶養手当等について	3
4	心身障害者扶養保険について	9
5	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律について	13
6	知的障害児（者）基礎調査の実施について	21

<国立施設管理室>

	国立更生援護施設等の運営について	22
(1)	国立身体障害者リハビリテーションセンター	22
(2)	国立視力障害センター（国立光明寮）	24
(3)	国立重度障害者センター（国立保養所）	24
(4)	国立知的障害児施設（国立秩父学園）	24
(5)	全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）	25
(6)	専門職員の研修について	27
(7)	国立身体障害者更生援護施設への入所手続き等について	28
ア	国立施設への入所手続き	28
イ	その他	30

<社会参加推進室>

1	障害者自立支援・社会参加総合推進事業について	31
(1)	障害者IT総合推進事業	31

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	32
(3) 手話通訳関係事業	32
(4) バリアフリーのまちづくり活動事業	32
(5) 身体障害者補助犬の普及について	33
(6) 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進	34
ア 障害者スポーツの推進	34
イ 文化芸術活動の推進	36
2 補装具給付事業及び日常生活用具給付事業について	38
(1) 厚生年金保険制度における整形外科療養事業の廃止に係る取扱い	38
(2) 平成17年度予算案における改定事項について	38
(3) 日常生活用具給付等事業費の執行について	40
(4) 補装具給付制度等の見直しについて	41
3 聴覚障害者情報提供施設等の整備について (地域介護・福祉空間整備等交付金)	42
4 国際障害者交流センターについて	43
5 手話通訳技能認定試験等について	48

<監査指導室>

1 平成17年度における障害保健福祉行政事務指導監査について	49
(1) 障害福祉施設等に対する指導監査について	49
(2) 指定居宅支援事業者等に係る指導監査について	49
(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査 について	50
(4) 精神病院に対する指導監督について	51
2 平成17年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査 実施計画等について	52

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査に ついて	52
(2) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について	52
3 その他	52

資料

<企画課>

- 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン） 55

<国立施設管理室>

- 1 国立更生援護施設の概要 56
- 2 高次脳機能障害支援モデル事業〔概念図〕 58
- 3 自閉症・発達障害支援センターネットワーク概要 59
- 4 平成17年度国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における
研修実施計画 61
- 5 平成17年度全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）にお
ける研修実施計画 67
- 6 平成17年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所に
おける研修実施計画 69

<社会参加推進室>

- 1 市町村障害者社会参加促進事業の実施状況一覧 72
- 2 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数 73
- 3 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧 74
- 4 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数 75
- 5 第17回手話通訳技能認定試験の概要（平成17年度実施） 76

<企 画 課>

1 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について

ア HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行されて以来、まもなく8年目を迎えようとしている。

HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員を始め、一般の行政窓口においても、HIV感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うことが重要である。

イ このことに関しては、国と「HIV弁護団・原告団」との協議の中でも、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより、周知徹底を図ることについて要望を受けているところであり、各自治体の障害福祉部局の窓口にとどまらず、一般行政窓口においても、HIV感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されるよう、関係部課・関係機関に対する助言をお願いしたい。

ウ また、身体障害者手帳の交付を受けたHIV感染者に対しては、手帳により利用できる福祉の制度・サービスのみならず、就労・障害年金等、障害者に係るそれ以外の制度・サービスについても、それぞれの制度や相談機関等の情報提供等の対応についてお願いしたい。

エ さらに、身体障害者福祉法に基づく更生医療を受ける指定医療機関は、原則として1つの障害につき1つの指定医療機関で対応することとしているところであるが、HIV感染者のように、受給者がおかれている個々の治療状況に応じて、1つの指定医療機関だけで対応することが困難であることに対してやむを得ない理由があり、当該医療機関間で十分な連携を行うことが可能であれば、複数の指定医療機関で対応することも可能であるので、関係機関に対して周知をお願いしたい。

2 障害者ケアマネジメント体制支援事業について

ア 障害者ケアマネジメント体制支援事業は、地域に暮らす障害者のニーズに即した地域生活を支えることを目的として、障害者ケアマネジメントの普及並びに各自治体における障害者ケアマネジメント体制の整備を目指して実施してきたところである。

イ 障害者ケアマネジメントについては、各自治体や障害者団体等より、位置付けの明確化や制度化等の要望を受けてきたところでもあり、今回の通常国会に上程した「障害者自立支援法（仮称）」において、「市町村を基礎とした障害者相談支援体制の確立」を目指しており、障害者ケアマネジメントの手法を取り入れた相談支援体制の充実を図ることとしている。

ウ このような中、本事業については、制度改正も踏まえ平成17年度も継続的に実施することとしている。特に、障害者ケアマネジメント従事者研修については、本年度の国の研修において3障害合同の演習を行うなどの取り組みを行ったところでもあり、また、平成17年度は制度改正に対応した内容を加えることを想定し、できるだけ早期に要綱等をお示しすることとしているので、各都道府県等におかれては今後の制度改正の動きを踏まえつつ、国の研修内容に準じた準備並びに実施をお願いしたい。

エ なお、新法施行の中で、障害者ケアマネジメント従事者の質の向上や人材養成については、相談支援体制の充実において非常に重要であることから、各都道府県が実施する地域生活支援事業に位置づけているところである。

特別児童扶養手当等について

(1) 手当額の改定について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられている。

平成11年以降、毎年、消費者物価指数は低下しているが、平成12年度から平成14年度の3年間は、公的年金と同様、社会経済情勢に鑑みて特例措置により手当額を据え置いてきたところであり、平成15年度及び平成16年度については、平成11年から平成13年の3年間の消費者物価下落分(マイナス1.7%)は反映させず、それぞれ直近1年間の消費者物価下落分のみの額の改定を行うという公的年金と同じ取扱いとしてきたところである。

平成17年度以降は、物価が上昇した場合には、手当額を据え置き、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げることにより、段階的に特例措置分(1.7%)を解消することとする予定である。(当該内容の法案が本年2月4日に国会へ提出され、年度内に成立する見込みである。)

	(現 行)	(平成17年4月～)
特別児童扶養手当(1級)	50,900円	→ 据え置き
(2級)	33,900円	→ 据え置き
特別障害者手当	26,520円	→ 据え置き
障害児福祉手当	14,430円	→ 据え置き
福祉手当(経過措置分)	14,430円	→ 据え置き
(参 考)		
障害基礎年金1級(月額)	82,758円	→ 据え置き
障害基礎年金2級(月額)	66,208円	→ 据え置き

手当額については、事務処理に遺漏のないよう万全を期されるとともに、管内市町村・関係機関への周知をお願いしたい。

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、最近の勤労者所得が伸びていないことから、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定であるので了知されたい。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令(昭和40年政令第270号)」に基づき交付されているところであるが、平成16年度事業実績報告及び平成17年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので、了知されたい。

	15年度		16年度
・ 政令第1条第1号に規定する額	2,297円	→	2,326円
・ 政令第2条に規定する額	1,442円	→	1,458円

(4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の制度については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県の認定事務等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ・ 有期認定の際の額改定事務において、
 - ①増額改定の場合、受給者が増額の申請を行っていないにもかかわらず、職権にて事務処理している事例
 - ②減額改定又は受給資格喪失の場合、減額改定日又は受給資格喪失日を診断書

の診断日ではなく有期満了日としている事例

- ・ 施設入所、対象児童の死亡等による資格喪失の把握が適切に行われておらず、過払いとなっている事例
 - ・ 認定請求書の受理から認定までの期間が、長期間（2ヶ月以上）に及んでいる事例
 - ・ 障害認定に当たって、診断書の記載内容に不備がある場合や、申請に係る障害分野の専門医が作成したものではない診断書によって認定が行われている事例
- 各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案の概要

1. 法律案の内容

(1) これまでの経緯

児童扶養手当等の各種手当の手当額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」が採られている。

しかしながら、平成12年度以降は、年金と共にいわゆる物価スライド特例法に基づき、物価の下落に伴う手当額の改定の特例措置を講じており、平成16年度においても、平成16年度物価スライド特例法により1.7%かさ上げされた状態となっている(下記表を参照)。

(2) 法律案の内容

○ 平成16年度物価スライド特例法は平成16年度限りの特例措置であり、今後何も措置を講じなければ、平成17年4月からは、本来の自動物価スライドの規定により1.7%引き下げられることとなる。

このため、本法律案は、この1.7%の特例措置の平成17年度以降の取扱い(解消方法)を定めるもの。

○ 具体的には、1.7%の特例措置について、現下の社会経済情勢にかんがみ年金制度における解消の仕組みに準じて、平成17年度以降、

・物価が上昇した際には、手当額を据え置く

・物価が下落した際には、その下落分だけ手当額を引き下げる

ことにより、徐々に解消していくルールを定めるものである。

2. 対象となる手当

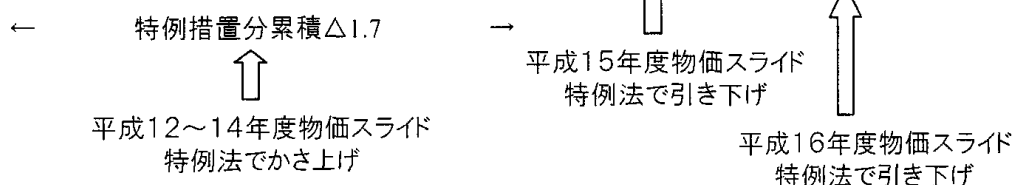
児童扶養手当	医療特別手当
特別児童扶養手当	特別手当
障害児福祉手当	原子爆弾小頭症手当
特別障害者手当	健康管理手当
経過的福祉手当	保健手当

3. 施行期日

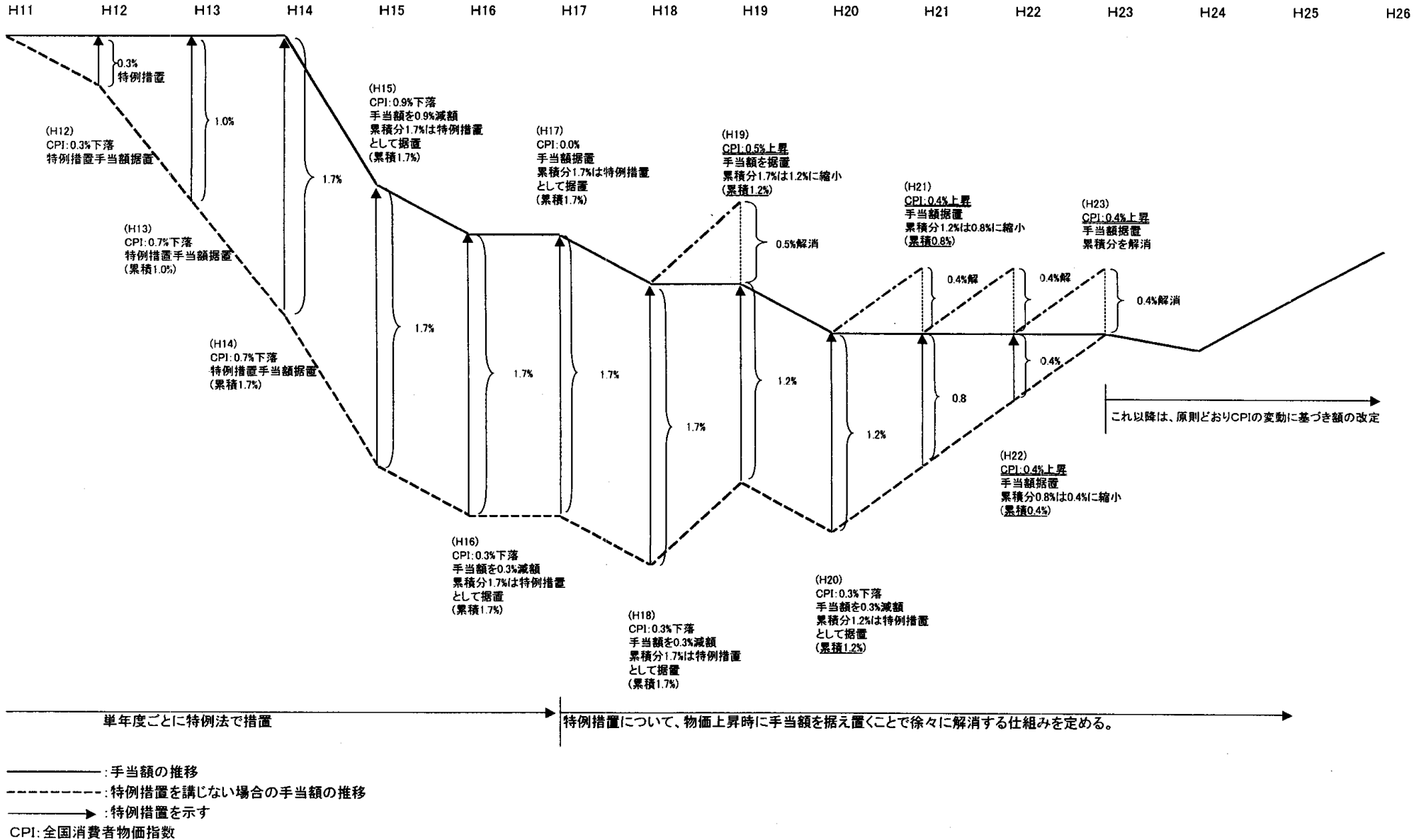
平成17年4月1日

(参考)物価の動向(※平成12～14年度は手当額を据え置く特例措置を講じた。)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
前年比(%)	△0.3	△0.7	△0.7	△0.9	△0.3	0.0



児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案のイメージ図



(参考2) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族の等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成17年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成16年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族の等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成17年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成16年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

心身障害者扶養保険について

心身障害者扶養保険制度については、平成7年度に、保険料の引き上げ及び公費の投入などの措置を講じた（第3次改正）ところである。

心身障害者扶養保険制度の財政状況については、第3次改正以降も厳しい状況にあり、また、平成17年度が5年に一度の制度の見直しの年にあたることから、国としてもその必要性も含めて検討が必要と考えている。

(参考1) 心身障害者扶養共済制度の加入者数・年金受給者数の推移

年度	加入者数 (年度末)		年金受給者数 (年度末)	
	延数	実人員	延数	実人員
44	-	733	-	-
45	-	46,530	-	139
46	-	63,320	-	477
47	-	65,149	-	872
48	-	67,088	-	1,382
49	-	69,838	-	1,912
50	-	72,183	-	2,458
51	-	74,357	-	3,038
52	-	76,732	-	3,644
53	-	78,662	-	4,261
54	87,364	82,530	4,975	4,975
55	97,467	86,444	5,744	5,725
56	102,051	88,537	6,583	6,527
57	105,609	90,078	7,540	7,430
58	108,653	91,262	8,538	8,348
59	111,201	92,157	9,645	9,372
60	113,148	92,662	10,689	10,332
61	113,007	91,581	11,958	11,487
62	113,980	91,421	13,112	12,534
63	116,126	91,885	14,416	13,726
1	118,378	92,390	15,782	14,954
2	120,516	92,845	17,198	16,217
3	122,802	93,323	18,690	17,547
4	124,610	93,544	20,291	18,941
5	126,306	93,657	21,988	20,405
6	127,862	93,643	23,736	21,924
7	122,841	89,981	25,496	23,431
8	118,540	86,770	27,084	24,773
9	113,843	83,315	28,586	26,046
10	109,281	79,946	30,200	27,366
11	106,100	77,429	31,846	28,721
12	103,893	75,576	33,319	29,927
13	101,947	73,858	34,820	31,125
14	100,011	72,158	36,339	32,365
15	98,576	70,796	37,854	33,565

(参考2)心身障害者扶養保険における数理上必要な資産額

年金収支

- ・ 障害者死亡率：平成7～9年度扶養保険制度実績

(平成15年度末現在)

単位:百万円

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 数理上必要な資産額	121,084	131,309	143,188	162,263
② 年金資産額	41,267	43,065	44,982	47,740
③ 差引額(①-②)	79,817	88,244	98,206	114,523
④ 公費負担現価	42,884	42,884	42,884	42,884
⑤ 不足額(③-④)	36,933	45,360	55,322	71,639

(参 考)

(平成14年度末現在)

単位:百万円

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 数理上必要な資産額	117,806	127,891	139,628	158,518
② 年金資産額	40,715	40,715	40,715	40,715
③ 差引額(①-②)	77,091	87,176	98,913	117,803
④ 公費負担現価	43,892	45,942	48,138	51,314
⑤ 不足額(③-④)	33,199	41,234	50,775	66,489

(参考3)

新法人名 独立行政法人福祉医療機構

主務府省名 厚生労働省

中期目標	中期計画
<p data-bbox="427 347 882 379">独立行政法人福祉医療機構中期目標</p> <p data-bbox="181 448 555 480">5 心身障害者扶養保険事業</p> <p data-bbox="181 480 1126 676">心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p data-bbox="181 676 1126 740">また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。</p> <p data-bbox="181 740 1126 804">なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとする。</p> <p data-bbox="197 836 667 868">(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p data-bbox="210 868 1126 932">扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。</p> <p data-bbox="197 1066 640 1098">(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p data-bbox="210 1098 1126 1193">心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。</p>	<p data-bbox="1384 352 1839 384">独立行政法人福祉医療機構中期計画</p> <p data-bbox="1140 453 1505 485">5 心身障害者扶養保険事業</p> <p data-bbox="1140 485 2101 681">心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p data-bbox="1140 681 2101 745">また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表する。</p> <p data-bbox="1155 841 2018 873">(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1169 873 2101 1032">扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p> <p data-bbox="1155 1070 1989 1102">(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1169 1102 2101 1198">心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2ヶ所）を開催する。</p>

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律について

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」に関しては、昨年12月10日に公布され、平成17年4月1日より施行されることとされている。本法律に関する手続きの詳細等については、現在、鋭意検討を進めており、追って政省令等を整備することとしている。

既に昨年12月20日付で、貴都道府県に対し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、厚生労働省年金局年金課、社会保険庁運営部年金保険課の連名による事務連絡（別添1）にてご協力をお願いするとともに、同日付社会保険庁運営部年金保険課の事務連絡にて同様の内容につき各社会保険事務局長宛お知らせしたところである。改めて本法律について、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては社会保険事務局・市区町村とも連携して本法律の内容の周知広報に努められ、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本法律の実施に当たっては、特別障害給付金の内容や請求手続き等を記載した広報用の資料（別添2）を作成したところであり、先般、貴都道府県・市区町村・社会保険事務局・関係団体へ配布したところである。これらを有効に活用され、国民の皆様への周知徹底を図るようお願いする。

（これまでの経緯）

- ・ 第159回通常国会において、平成16年6月10日、自民党・公明党が「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案」を提出。
- ・ 平成16年12月3日、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」成立。12月10日公布。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律概要

第1 目的

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、その福祉の増進を図ることを目的とすること。

第2 概要

1 対象者(特定障害者)

次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年金等を受ける権利を有していないもの

- (1) 昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者等の配偶者であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に国民年金の障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

- ・当該初診日以前に初診日のある別の障害を併合して障害等級に該当する程度の障害の状態にあるものを含む。
- ・65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったものに限る。
- ・(2)において同じ。

- (2) 平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

2 支給要件

特定障害者が次のいずれかに該当するとき(2)及び(3)に該当する場合にあっては、厚生労働省令に定める場合に限る。)は、給付金の支給を行わない。

- (1) 日本国内に住所を有しないとき。
- (2) 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。
- (3) 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

3 給付金の額

- (1) 給付金は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、
 - ・障害の程度が1級に該当する場合は、5万円
 - ・障害の程度が2級に該当する場合は、4万円とする。
- (2) 給付金については、消費者物価指数による物価スライドを行う。

4 認定

- (1) 特定障害者は、給付金の支給を受けようとするときは、その受給資格及び給付金の額について、65歳に達する日の前日までに社会保険庁長官の認定を受けなければならない。
- (2) (1)の申請は、当該申請をする者の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して行わなければならない。

5 支給期間及び支払期月

- (1) 給付金の支給は、4の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、給付金の支給をすべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- (2) 給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。

6 支給の制限

所得に着目した支給制限を行う。

7 支給の調整

給付金は、特定障害者が国民年金法による老齢基礎年金等を受けることができるときは、その額の全部又は一部を支給しない。

8 不服申立て

社会保険庁長官のした給付金に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定を適用する。

9 国民年金保険料の免除に関する特例

給付金の支給を受けている者について、申請免除の特例措置を講じる

10 費用の負担

給付金の支給に要する費用は、その全額を国が負担する。

11 事務費の交付

国は、市町村（特別区を含む。）に対し、事務の処理に必要な費用を交付する。

12 時効等

- (1) 給付金の支給を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。
- (2) 給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。
- (3) 租税その他の公課は、給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

13 施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。

14 経過措置

施行日時点において既に65歳に達している特定障害者については、施行日から5年以内に関り、4(1)にかかわらず、認定の請求ができる。

15 検討

日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。(附則第2条)

(別添1)

事務連絡
平成16年12月20日

都道府県民生主管部(局)障害保健主管課(部) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省年金局年金課
社会保険庁運営部年金保険課

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」について

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害給付金を支給し、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とした「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)」が、平成16年12月10日に公布され、平成17年4月1日より施行されることとなりました。

本法律においては、市区町村を申請窓口とし、国(社会保険庁)において対象者の認定及び給付金の支給を行うこととなりますが、具体的な手続き等については、現在、施行に向けての検討を行っているところであり、追って政省令等を整備することとしています。

なお、本法律は、障害基礎年金等を受給していない障害者の方々に対する特別な福祉的措置を講ずるため制定された経緯があり、また、本法律による特別障害給付金は、対象者からの請求に基づき、支給されることとされていることから、本法律の施行前においても、できるだけ早く対象者の方へ周知を図る必要があります。

つきましては、本法律の概要、及び社会保険事務所担当窓口等にて制度の周知に使用する文書例(以下、別添文書)を送付させていただきますので、ご多忙のところ恐縮ですが、これらの別添文書を適宜ご活用され、国民の皆様への周知等につき、よろしくお取り計らいいただくとともに、市区町村及び関係団体等を通じての周知についてもご協力を頂きますようお願い致します。

特別障害給付金 — 17年4月から始まります

1. 特別障害給付金制度創設の趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

2. 対象者

- ・ 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
 - ・ 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者
- であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方。

3. 支給額

1級：月額5万円（2級の1.25倍）

2級：月額4万円

- ・ 支給額は、毎年度自動物価スライドがあります。
- ・ 所得によって支給制限となる場合があります。
- ・ 老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。
- ・ 支払は、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）です。前月までの分を受け取りいただくこととなります。
（初回支払など、特別な場合は、奇数月に支払が行われることがあります。）

4. 窓口

- ・ 請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。
- ・ 障害認定等の審査、支給事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行います。

5. 事務の開始日

平成17年4月1日からです。

6. ご注意いただきたいこと

- ① 給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給いたします。

（4月に請求いただくと5月分から支払額を計算します。）

請求が遅れた場合に、遡って支給できませんので、5月分から受け取るためには、17年4月中に請求を行ってください。

障害認定に必要な添付書類が全てそろわない場合であっても、まずは、4月中に市区町村窓口で請求書を提出してください。

- ② 障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数か月必要となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給額を計算いたします。

7. お問い合わせ窓口

最寄りの社会保険事務所・事務局までお願いいたします。

特別障害給付金 - 17年4月からはいじまります

○ 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

給付金の支給対象になる方は、お住まいの市区町村役場の窓口で請求手続きを行っていただく必要がありますので、忘れずに手続きをしてください。

1. 支給の対象となる方

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、社会保険庁長官の認定が必要になります。

（※）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額

障害基礎年金1級に該当する方：月額5万円（2級の1.25倍）

〃 2級に該当する方：月額4万円

- ・支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。
- ・ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過福祉手当を受給されている方は、当該手当の支給は停止されます。
- ・給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。
- ・支払いは、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）です。前月までの分をお受け取りいただくこととなります。（初回支払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。）

3. 請求手続きの窓口等

(1) 窓口

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。

なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行います。

(2) 請求の受け付け開始日

平成17年4月1日から受け付けいたします。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日（平成17年4月1日）に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。また、施行日以降間もなく65歳に達する方についても必要な経過措置が講じられる予定です。

裏面もご覧ください

4. 請求に必要な書類

* 1 特別障害給付金請求書

2 年金手帳または基礎年金番号通知書（添えることができないときは、その理由書）

* 3 障害の原因となった傷病にかかる診断書（次の①及び②に該当する場合は、複数の診断書が必要となります。）

①障害の原因となった傷病が複数ある場合、各傷病についての診断書

②65歳を超えている方は、65歳到達前と請求時現在の傷病についての診断書

4 レントゲンフィルム（次の①～③の傷病の場合）及び心電図所見のあるときは心電図の写し

①呼吸器系結核、②肺化のう症、③けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）

※①～③以外の傷病であっても認定または審査に際しレントゲンフィルムが必要となる場合があります。

* 5 病歴等申立書

* 6 受診状況等証明書（3の診断書が初診時に治療を受けた病院と異なる場合に必要となります。）

* 7 特別障害給付金所得状況届

<任意加入対象の学生であった方がその他必要なもの>

8 生年月日についての市区町村長の証明書（住民票など）または戸籍の抄本

9 在学証明書

* 10 在学内容の証明にかかる委任状（予定）（在学されていた学校について、国民年金法上の適用が不明な場合、社会保険庁（社会保険事務局）が請求者に代わって学校に照会を行うために必要な書類となります。）

<任意加入対象の被用者の配偶者であった方がその他必要なもの>

11 戸籍の謄本（生年月日及び婚姻年月日確認のため）

12 年金加入期間確認通知書（共済用）（初診日において配偶者が共済組合の加入員であった場合に必要となります。）

* 印の用紙は、市区町村役場・社会保険事務所に備え付ける予定です。

その他、受診状況等証明書を添付できないなどの理由により初診日の確認ができない場合、65歳到達前の傷病についての診断書が添付できない場合、在学証明書を添付できない場合などにおいては、その他当時の状況を確認できる参考資料を提出していただくこととなります。

5. ご注意いただきたいこと

・ 給付金は、請求月の翌月分から支給されます。平成17年4月にご請求いただいた場合には翌月の5月分から支給されます。

・ 障害の認定や、初診日、初診日における在学状況や扶養関係等を確認するために必要な書類等が全て揃わない場合であっても、4月中に請求していただくことが可能です。まずは、請求を行っていただき、後日、これらの不足している必要書類等をご提出いただき、認定された場合には、認定後、請求月の翌月分（4月請求の場合、5月分）から支給されます。

・ 障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間を要する場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数ヶ月かかることもありますので、あらかじめご了承願います。なお、支給が決定されれば、請求月の翌月分に遡って支給されます。

・ なお、給付金の支給を受けた方は、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。

お問い合わせ先：最寄りの社会保険事務所・事務局までお願いいたします。

厚生労働省 ・ 社会保険庁

<http://www.mhlw.go.jp/> <http://www.sia.go.jp/>

0 知的障害児（者）基礎調査の実施について

障害者の生活を支援し、自立と社会参加を促進することは、今後の障害福祉行政の重要な課題であり、これを実現し、知的障害児（者）福祉施策の一層の推進を図るためには、知的障害児（者）の生活の実情とニーズを正しく把握する必要がある。

本調査は、これまで、おおむね5年ごとに実施（前回調査は、平成12年度に実施）していることから、平成17年度に調査を実施することとしている。

調査の詳細については、現在、検討しているところであるが、調査の時期は、平成17年9月1日現在とし、調査の客体は、平成12年国勢調査により設定された調査区から150分の1の割合で無作為抽出された地区内の知的障害児（者）とすることを予定している。

調査は、都道府県、指定都市及び中核市が、福祉事務所の協力を得て調査員を選定して実施することとしているので、よろしくお取り計らい願いたい。なお、調査を実施するに当たり必要な経費については、委託費として交付することとしている。

おって、詳細が決まり次第、実施方法について説明したいと考えているので、調査の円滑な実施について、御協力を御願います。

<企画課国立施設管理室>

国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、身体障害者のリハビリテーションに関する施策の推進と身体障害者の自立更生を推進するため、医療から職能訓練までの総合的リハビリテーションを実施し、また、重度の知的障害児を保護指導し、障害者福祉に関する技術的調査研究や実践に取り組み、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営されている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者（児）のリハビリテーションの需要等に応えるため、これら国立施設の訓練内容、処遇技術、情報提供、人材育成等の機能を有効に活用されるようお願いする。

なお、国立更生援護施設の概要については、**資料1**のとおりである。

(1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として、

- ① 総合的リハビリテーションの実施
- ② リハビリテーション技術の研究と開発
- ③ リハビリテーション関係専門職員の養成・研修の実施
- ④ リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤ リハビリテーションに関する国際協力

等を行っている。

特に、平成17年度においては、次の事業について重点的に取り組むこととしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、当事業へのご理解とご協力方よろしくお願いしたい。

ア 高次脳機能障害支援モデル事業

高次脳機能障害（頭部外傷などの後遺症による記憶、判断、認知等の機能障害）を有する者に対する具体的な支援方策を検討するため、平成13年度から国

立身体障害者リハビリテーションセンターが中心となって地方支援拠点機関等と連携し「高次脳機能障害支援モデル事業」に取り組んでいる。

平成16年3月には、平成15年度までの3か年における症例の集積と分析を通じ、標準的な「診断基準」、「訓練プログラム」及び「支援プログラム」を作成し、「高次脳機能障害支援モデル事業報告書」をまとめた。

また、平成15年度から、高次脳機能障害に対する正しい理解とモデル事業の成果を広く普及するため、行政担当者、医師、施設職員等を対象とする研修事業を実施しているところである。

平成17年度においては、前年度に引き続き、作成されたプログラムを活用して、地方支援拠点機関に配置された支援コーディネーターによる関係機関からの当事者や家族等の相談に対する助言や、支援計画の策定などサービスの試行的提供を実施するとともに、関係機関と連携して全国に普及可能な支援体制の確立に向け検討することとしている【資料2】。

イ リハビリテーション専門職員の育成強化

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院では、リハビリテーションに関する専門職員の養成及び研修に取り組んでいる。平成15年度には、養成課程において、手話通訳学科（2年課程）の入学定員の増（15人→30人）を図ったところである。

また、「身体障害者補助犬法」が平成15年10月に完全施行され、従来にもまして良質な補助犬を育成し実働数を増やしていくことが重要となったことから、トレーナーの質を高める必要性が生じている。このため、平成15年度より介助犬トレーナーの研修を実施しているところであり、さらに平成16年度より聴導犬トレーナーについても研修を実施しているところである。

平成17年度においても引き続き取り組むこととしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、研修への参加、当該事業の積極的な活用についてご配慮方お願いしたい。

(2) 国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センター（国立函館視力障害センター、国立塩原視力障害センター、国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター）は、人生の途中で失明された視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成する理療教育、②基礎的な日常生活動作等を修得させる生活訓練を実施しているところである。

平成17年度においても、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得のため、より一層、理療教育の充実に取り組むこととしているので、視覚障害者のリハビリテーション施設として積極的に活用され、中途失明者等の視覚障害者の自立と社会参加への支援に努められたい。

(3) 国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センター（国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター）は、重度の身体障害者の自立と社会参加を促進するため、医学的管理の下に各種リハビリテーションを実施しているところである。

また、重度身体障害者の更生援護施設のモデル施設として、特に脊髄（頸髄）損傷者を中心とした医学的リハビリテーション及び職能訓練等に重点的に取り組むほか、これら重度障害者の居宅生活を支援するための住宅改造に関する支援や専門職員等に対する実習・研修施設として重点的に機能しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これらの機能を有効に活用されるよう管内市町村、関係施設等に対し周知方お願いします。

(4) 国立知的障害児施設（国立秩父学園）

国立知的障害児施設は、①知的障害の程度の著しい児童又は視覚等に障害のある知的障害児を入所させての保護・指導、②自閉症等の特有の発達障害を有する在宅の児童に対する「外来診療」及び「通園療育指導事業」、③知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修を実施している。

特に、自閉症等への取り組みとして、

- ① 全国の知的障害児施設等に附置される「自閉症・発達障害支援センター」の職員に対する療育技術に関する研修事業
- ② 療育援助に関する情報の普及と障害への理解を深めることを目的として保護者を対象に行う「自閉症子育て支援セミナー」

について、重点的に取り組んでいる。

平成15年度からは、自閉症・発達障害支援センター相互間の情報交換や、各都道府県・指定都市へ自閉症・発達障害支援センター職員研修会の概要を情報提供し、意見交換、研究討議を行うためのネットワークづくりを「資料3」のとおり行っているところである。

また、発達障害全体の支援としては、包括的な支援体制の構築等を図るため、「発達障害者支援法」が平成16年12月に成立し、平成17年4月1日より施行されることとなった。これに伴い、国立知的障害児施設においては、従来の研修に加え、平成17年度から新たに都道府県・指定都市における発達障害分野の指導者となる行政担当者及び保健師、保育士等の現任者に対して、年2回研修を実施することとしている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これら事業への積極的な参加について関係者等に対する周知方をお願いします。

(5) 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)は、昭和55年8月に、「国際障害者年」の記念事業として、閣議決定により国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、各種の生活相談、障害者施策等に関わる職員の研修、情報提供、啓発事業等を行っている。

このうち相談事業は、

- ① 身体障害者福祉にかかる生活、就職、法律、補装具等に関する相談
- ② 障害年金受給者等に対する年金相談

であり、来所による相談をはじめ、電話、文書、電子メール等による相談にも応じている。

研修事業では、

- ① 身体障害者福祉センター職員（初任者・現任者）等の研修
- ② 障害者福祉レクリエーション指導者研修

等であり、全国の身体障害者福祉センター職員等を対象に、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的として実施している。

また、障害者福祉の動向や障害者に関する様々な情報を提供する情報誌として「戸山サンライズ」を発行している。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者福祉の推進、身体障害者福祉センター職員の質的向上等を図るため、これら事業を有効に活用されるよう管内市町村、関係施設、団体等への周知方お願いする。

なお、全国身体障害者総合福祉センターは、障害者の利用に配慮した研修室・会議室、宿泊室、体育館等を備え、障害者関係団体が行う研修、障害者の宿泊等に優先的に利用頂けるよう配慮しているところであり、関係者への周知についてご配慮をお願いしたい。

【施設の概要】

宿泊室	和室8室、洋室シングル8室、ツイン17室
研修室・会議室	計8室（10名から240名（イス席の場合350名）程度）
その他	体育館、食堂、理美容室、大型リフトバス2台 等

【連絡先】 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

E-mail toyama@mub.biglobe.ne.jp

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

(6) 専門職員の研修について

ア 身体障害者リハビリテーション関係専門職員

身体障害者に対して有効なリハビリテーションを実施するためには、広範な領域にわたる福祉関係専門職員が互いに連携して取り組むことが重要であり、利用者本位の福祉サービスの提供が求められることから、身体障害者に関する専門職員の資質の向上を図ることが身体障害者福祉の増進に極めて重要である。

このため、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院及び全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）においては、身体障害者リハビリテーション関係専門職員の研修事業を実施しているところであり、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これらの研修事業を積極的に活用するようお願いする。

① 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院は、国家資格である義肢装具士や言語聴覚士の養成をはじめ、身体障害者のリハビリテーションに従事する専門職員の研修を「資料4」のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしくお願いしたい。

② 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）における研修

全国身体障害者総合福祉センターにおいては、国の委託事業として身体障害者福祉関係職員の研修を「資料5」のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、各施設等への周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしくお願いしたい。

イ 知的障害児（者）関係専門職員

知的障害児（者）の高齢化や障害の重複化、さらには自閉症等の特有の発達障害を有する障害児（者）に対する取組の強化等に伴い、これらに関連する業務に従事する専門職員の資質向上を図ることは重要な課題である。

このため、国立秩父学園附属保護指導職員養成所において、知的障害関係福

社施設等で保護指導の業務に従事する職員の資質向上を図るための研修を資料6のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、各施設等への周知及び積極的派遣について助言方よろしくお願いしたい。

(7) 国立身体障害者更生援護施設への入所手続き等について

平成12年6月の社会福祉法の制定により、国立身体障害者更生援護施設（以下、「国立施設」という。）についても、平成15年4月より利用契約制度が導入されたところである。

また、平成12年6月の身体障害者福祉法（以下、「身障法」という。）一部改正及び平成14年6月の身障法施行規則一部改正により、新たに国立施設への入所の申込みについて規定され、入所申込みを行うことができる身体障害者の基準の告示及び入所手続き等の取扱いに関する通知を発出しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、国立施設への入所の手続き等が円滑に行われるよう、管内市町村への周知についてお願いするとともに、国立施設へ入所の申込みを行う身体障害者に対する支援等についても、ご指導ご協力方お願いしたい。

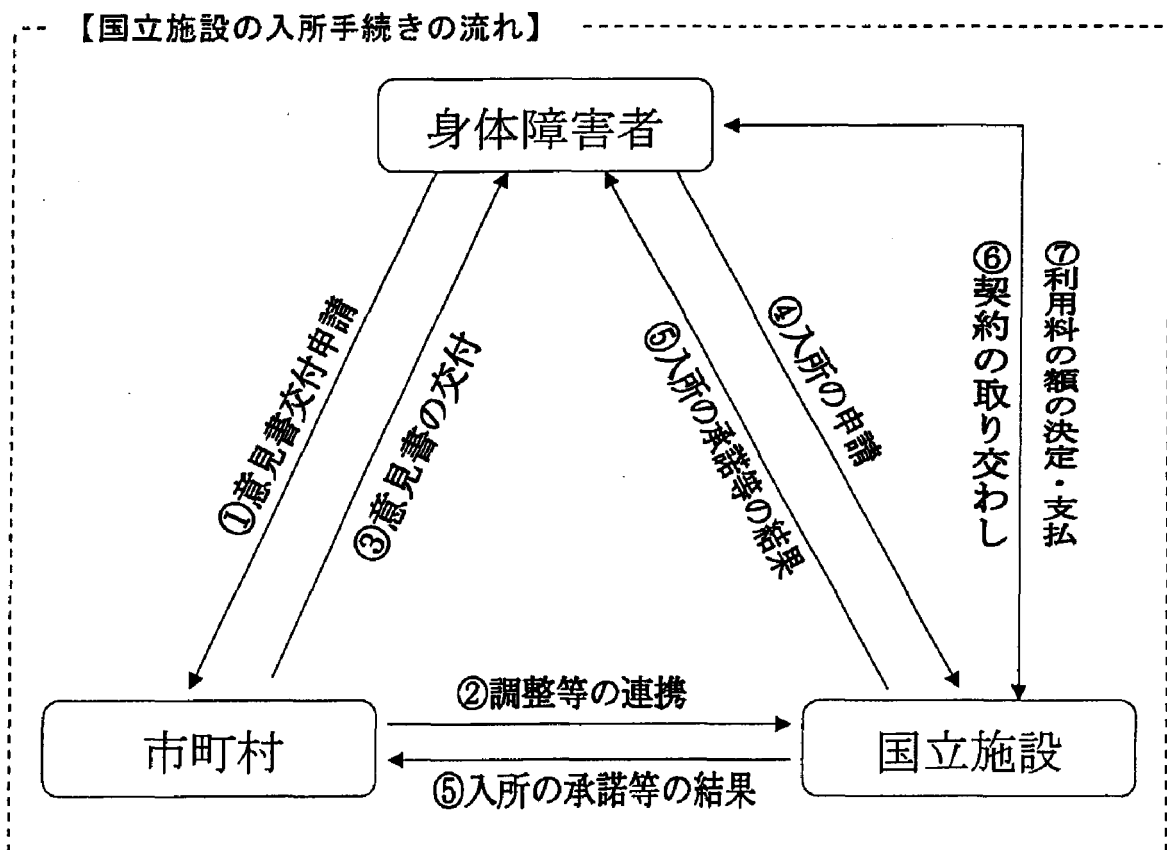
なお、国立施設については、身障法第36条の2に基づき、身体障害者の入所後に要する費用を国が支弁するものであり、都道府県・市町村の支弁はないものである。

ア 国立施設への入所手続き

- ① 国立施設への入所手続きは、身障法第17条の3第1項から同条第6項、身障法施行規則第12条の1から第12条の4に規定され、国立施設の入所基準は、「国立施設へ入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準」（平成14年7月30日厚生労働省告示第258号）により規定されている。
- ② 国立施設への入所手続き等に必要な書類については、「身体障害者福祉法第17条の3第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所の取扱い等について」（平成15年1月9日社援発第0109007号厚生労

働省社会・援護局長通知)により、「国立施設入所に関する意見書交付申請書」、「国立施設入所に関する意見書」及び「国立施設入所申請書」の様式を示している。また、入所に係る留意事項については、「身体障害者福祉法第17条の3第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所に係る留意事項について」(平成15年3月28日障企第0328001号障害保健福祉部企画課長通知)において示している。

- ③ 国立施設は、入所の承諾を行った身体障害者に対し、サービスの提供内容等について説明を行い、同意を得た上で契約を取り交わし、その契約は書面により行う。
- ④ 国立施設への入所を希望する身体障害者に関する手続きの流れは下図に示すところであるので、こうした入所手続き等が円滑に進むよう、管内市町村に対しご指導方よろしくお願ひしたい。



イ その他

① 意見書について

身障法第17条の3第3項に規定されている市町村による意見書の作成に当たっては、国立施設と緊密な連携を図るとともに、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合に身体障害者更生相談所に判定を求めるなどのご指導方お願いしたい。

② 利用料について

身障法第17条の3第4項及び第5項に規定されている利用料は、国立施設の長が入所の承諾を行った身体障害者の申告により、厚生労働大臣が定める基準に基づき、当該身体障害者及び扶養義務者の負担能力に応じて当該国立施設においてその額を決定することとなっているので、管内市町村に対し、当該申告に係る手続き等に関してご周知願いたい。

(利用料額決定の流れ)

- ⑦ 国立施設の長は入所の承諾を行った身体障害者（以下、「入所者」という。）の申告に基づき、厚生労働大臣の定める基準により利用料を算定する。
- ⑧ 国立施設における利用料の額の決定に係る挙証資料は、入所の承諾を受けた身体障害者に対し、当該国立施設の長が提出を求める。
- ⑨ 国立施設において決定した利用料の額は、入所者及び市町村に対し、当該国立施設の長が書面により通知する。

③ 国立施設の入所手続き等の見直しについて

今国会に提出している障害者自立支援法案において、国立施設の入所手続き・利用者負担等についても見直しを行うこととしている。その詳細については追ってお知らせする。

<企画課社会参加推進室>

1 障害者自立支援・社会参加総合推進事業について

平成16年度より、これまでの社会参加促進関係事業に訪問入浴サービス、更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付等を内容とする自立支援等推進事業を加えて統合・メニュー化を図り、障害者の社会参加と自立支援を一体的に推進することとしたところであるが、平成17年度は本年度よりも厳しい財政事情にあることから、各地域内の障害者の実情を十分に把握した上で、障害者IT総合推進事業や盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業をはじめとする各種事業を重点的かつ効率的・効果的に取り組んでいただくようお願いしたい。

障害者自立支援・社会参加総合推進事業は、基本的に障害者自立支援法（案）に規定する地域生活支援事業に再編されることとなるが、同法（案）第2条並びに第77条及び第78条において、地域生活支援事業は、原則として市町村が行い、都道府県がこれをバックアップすることが明記されている。したがって、これまでの都道府県・市町村の担う役割が大きく変化し、特に市町村においては、これまで都道府県が実施してきた事業を担当する機会が増え、事務の移行に伴う新たな事業実施体制の整備が必要となることが予想される。厚生労働省としては、平成17年度の障害者自立支援・社会参加総合推進事業の執行状況を踏まえて、新しい実施体制への移行のための準備を進めていくこととしており、全国的な視点から各地域の先進的な取組事例等の情報収集及びその提供を行っていくこととしている。各都道府県におかれても、管内市町村の障害者社会参加促進事業の取組状況について十分な把握に努められ、市町村における社会参加促進事業のより一層の推進が図られるよう、管内市町村との連絡を密にし、担当者の連絡会議の開催や事業実施にかかる技術的支援などに関し、ご配慮をお願いする。

(1) 障害者IT総合推進事業

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、平成16年度から、ITに関する情報提供等を行う総合的なサービス拠点として「障害者ITサポートセンター」を活用し、パソコン教室の開催などを内容とする

「パソコン利用促進事業」を実施し、IT関連施策を総合的かつ一体的に推進する「障害者IT総合推進事業」として実施したところである。ITの利活用が障害者の就労能力を引き出し、自立と社会参加を促す効果が期待できることから、さらに積極的な取組をお願いする。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度より通訳・介助員の派遣等を行う事業を実施してきたところであるが、未だすべての都道府県・指定都市において実施されるに至っていない実態にある。

また一部地域においては、社会福祉法人全国盲ろう者協会により「コミュニケーション支援等調査・研究事業」として先駆的に実施されているところでもあるが、当該事業は、調査・研究事業として期間を限定して実施（平成17年度が最終年度の予定）されているものであるため、未実施の都道府県・指定都市においては、本事業の直接実施に向けて早急に検討されるようお願いする。

(3) 手話通訳関係事業

手話通訳関係事業については、従前よりご尽力いただいているところであるが、聴覚障害者等への的確な情報提供の観点から、手話通訳の養成及び派遣事業について、一層の積極的な取組をお願いする。

また、手話通訳設置事業については、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等公的機関に設置することとされているものであるが、未設置の都道府県・指定都市におかれは、その設置の促進について一層の配慮をお願いする。

なお、市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳設置事業についても同様であるので、管内市町村に対し、助言指導をお願いする。

(4) バリアフリーのまちづくり活動事業

バリアフリーのまちづくり活動事業のうち、障害者等生活環境基盤整備事業

(ハード事業)は、本年度も社会福祉施設整備費で対応する予定であるが、採択方針等については、おってご連絡する予定である。

(5) 身体障害者補助犬の普及について

ア 身体障害者補助犬の普及のためには、身体障害者補助犬法の趣旨、補助犬の役割等についての十分な周知が必要である。

各都道府県等におかれては、従来よりポスター、パンフレット等の配布により、施設利用の円滑化等に関する広報・啓発等についてのご協力をいただいているところであるが、補助犬普及の環境整備のため一層の取り組みをお願いしたい。

イ また、社会福祉事業としての訓練事業や受け入れに関する相談・苦情が寄せられた場合は、法の趣旨等についてきめ細かな説明を行い十分な理解を得るとともに、必要に応じ社会福祉法に基づく福祉サービスに関する苦情解決制度の活用や監査の実施等により適切な対応をお願いする。

ウ さらに、良質な補助犬がこれを必要とし、かつ犬の管理が適切にできる身体障害者に貸与されるよう「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」を活用した補助犬の育成に積極的に取り組むようお願いする。当該事業による育成委託先は、社会福祉法人、民法第34条に基づく公益法人又は特定非営利活動法人としているところであるのでご了承願いたい。

エ なお、身体障害者補助犬法については、平成14年10月に施行され、本年10月には施行後3年が経過することから、法律の附則により、施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられることとされている。このため、今後、必要な情報の把握等を行うことを予定しているのでご協力をお願いする。

(6) 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進

ア 障害者スポーツの推進

近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、平成16年度に開催されたアテネパラリンピックやメルボルンデフリンピック、スペシャルオリンピックス冬季世界大会などの国際大会に代表される様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。

今後は、こうした大会の成果を十分に生かしつつ、スポーツが障害者の生活をより豊かにするという視点に立って、日常生活の中で楽しむスポーツ、競技するスポーツの各々の面から、障害者スポーツの充実、発展に努める必要がある。

各都道府県等におかれても、上記の状況を踏まえ、財団法人日本障害者スポーツ協会が中心となって進めている競技選手の育成強化、指導員の養成等の諸事業や各地域の障害者スポーツ関係団体との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の推進をお願いする。

(ア) スペシャルオリンピックス冬季世界大会の開催

本年2月26日から3月5日まで長野県において開催された、2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会は、各都道府県等をはじめとする関係機関のご支援をいただき、成功裏に終了したところである。

本大会に参加したアスリートたちが個々の目標と可能性に向かって懸命に取り組む姿は、多くの国民に希望と感動を与え、障害に対する理解を深めたところであり、今後とも、知的障害者のスポーツの充実にご尽力をお願いする。

(イ) 障害者スポーツ指導員の確保等

地域における障害者スポーツ推進という観点からは、障害者の身近なところで指導を行う障害者スポーツ指導員の確保が不可欠である。各都道府県・指定都市におかれては、従来より初級及び中級スポーツ指導員の養成に尽力いただいているところであるが、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」により、

引き続きその養成をお願いする。

また、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツ推進の中心的な役割を担うものであるので、今後ともその組織づくりや充実に特段のご配慮をお願いする。

併せて、一般のスポーツ大会への障害者の参加促進に向けた関係部局との連携など、障害者がスポーツに取り組む環境の一層の向上についてもご配慮をお願いする。

(ウ) 障害者スポーツ大会の開催

平成17年度の全国障害者スポーツ大会が岡山県において開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮をお願いする。

当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技参加枠割当数は、別紙のとおりである。

また、選手団の参加申込期限は、「晴れの国おかやま国体・輝いて！おかやま大会」実行委員会事務局宛・平成17年6月30日(木)必着とするので、競技運営計画や宿泊・輸送計画の円滑な策定に支障を来さないよう、期限の厳守についてよろしく願います。

なお、全国障害者スポーツ大会は、従前の身体障害者と知的障害者の全国スポーツ大会を統合し、平成13年度から開催しているものであるが、障害者全体のスポーツの推進という観点から、大会実施競技のあり方について、さらに検討を行っていくこととしている。

○ 第5回全国障害者スポーツ大会（「輝いて！おかやま大会」）

開催期間：平成17年11月5日(土)～7日(月)

開催地：岡山県 岡山市、倉敷市、総社市、赤磐市

主催：厚生労働省、(財)日本障害者スポーツ協会、岡山県 他

また、平成18年3月に、冬季パラリンピック競技大会がトリノにおいて開催される予定であるので、選手団の派遣に係る便宜の提供等についてご配慮をお願いします。

○ 2006年トリノ冬季パラリンピック競技大会

開催期間：平成18年3月10日(金)～19日(日)

開催地：イタリア トリノ

主催：国際パラリンピック委員会、トリノ2006組織委員会

イ 文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動への参加を通じ、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成13年度から「障害者芸術・文化祭開催事業」を実施しているところであるが、平成17年度については、山形県のご協力をいただいて開催することとしている。詳細については、平成17年度開催に係る実施要綱が策定され次第ご連絡する予定であるが、その際に、各種作品の募集等についてご協力をお願いします予定であるのでご了知願うとともに、平成18年度以降の全国大会の開催について、積極的なご検討をお願いします。

また、障害者の文化芸術活動については、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」における助成対象事業となっているので、各都道府県等におかれても積極的な取組をお願いします。

第5回全国障害者スポーツ大会
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	32	41	73	鳥取県	11	16	27
青森県	12	18	30	島根県	12	18	30
岩手県	11	17	28	岡山県	59	90	149
宮城県	10	15	25	広島県	18	25	43
秋田県	11	15	26	山口県	17	23	40
山形県	11	14	25	徳島県	12	18	30
福島県	16	19	35	香川県	13	18	31
茨城県	15	25	40	愛媛県	16	23	39
栃木県	13	19	32	高知県	13	17	30
群馬県	13	18	31	福岡県	19	26	45
埼玉県	34	55	89	佐賀県	9	15	24
千葉県	20	30	50	長崎県	14	21	35
東京都	57	78	135	熊本県	16	22	38
神奈川県	18	27	45	大分県	13	16	29
新潟県	16	23	39	宮崎県	12	17	29
富山県	10	14	24	鹿児島県	17	23	40
石川県	10	14	24	沖縄県	11	18	29
福井県	9	12	21	札幌市	13	17	30
山梨県	9	12	21	仙台市	7	12	19
長野県	16	22	38	さいたま市	17	27	44
岐阜県	15	22	37	千葉市	7	11	18
静岡県	17	26	43	横浜市	15	25	40
愛知県	22	37	59	川崎市	7	12	19
三重県	13	18	31	静岡市	7	11	18
滋賀県	10	16	26	名古屋市	14	20	34
京都府	11	16	27	京都市	13	18	31
大阪府	31	48	79	大阪市	19	24	43
兵庫県	28	40	68	神戸市	18	24	42
奈良県	11	15	26	広島市	12	18	30
和歌山県	11	14	25	北九州市	10	15	25
				福岡市	9	14	23
				合計	962	1,394	2,356

2 補装具給付事業及び日常生活用具給付事業について

(1) 厚生年金保険制度における整形外科療養事業の廃止に係る取扱い

厚生年金保険制度においては、厚生年金保険法第79条の規定に基づく福祉施設事業として、厚生年金受給者等に対して、義肢、装具、車椅子及び補聴器等の支給・修理を行う整形外科療養事業を実施してきたところであるが、当該制度の厳しい財政状況等を踏まえ、今後、年金保険料は福祉施設の整備費及び委託費には投入しないとされたことから、平成16年度限りで廃止されることとなる。

このことから、昨年10月以降、各社会保険事務所等において、窓口相談業務やポスターの掲示等を通じて当該事業の廃止を利用者に対しお知らせするとともに、平成17年度以降は、身体障害者福祉法に基づく補装具給付制度を利用いただきたい旨の周知が進められている。

したがって、当該事業が廃止されたとしても、これまで給付を受けてこられた方々が困ることのないようにしていくことが大切であるから、厚生年金保険の年金受給者等であって、身体障害者手帳を有する者については、平成17年度以降、身体障害者福祉法に基づく補装具給付制度の対象者となり得ることについて、管内市町村等へ周知願うとともに、今後の補装具給付制度の円滑な運営について御協力をお願いする。

(2) 平成17年度予算案における改定事項について

平成17年度予算案においては、次の事項に係る改定を予定しているので、管内市町村等に対する周知等をお願いする。

なお、詳細については、改めて通知することとしている。

ア 費用徴収基準の見直し

身体障害者に係る補装具給付事業及び日常生活用具給付等事業における利用者からの費用徴収については、これまで市町村民税非課税世帯からは費用徴収をしない取扱いとしてきたところであるが、既に市町村民税非課税世帯から費用徴収を実施している身体障害児補装具給付事業等、他制度との均衡を図る観点から、

平成18年1月より当該世帯に属する対象者についても費用徴収することとし、
 下表のように費用徴収基準の見直しを行う予定である。

徴収基準額表（改正前）

（昭和63年4月1日適用）

世帯階層区分		徴収基準額		加算基準額
		更生医療 （入院）	更生医療（入院外） 補装具（交付・修理）	
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0



徴収基準額表（改正後・案）

（平成18年1月1日適用）

世帯階層区分		徴収基準額 （補装具交付・修理）	加算基準額
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	1,100	220

イ 遮光眼鏡の給付対象者の拡大

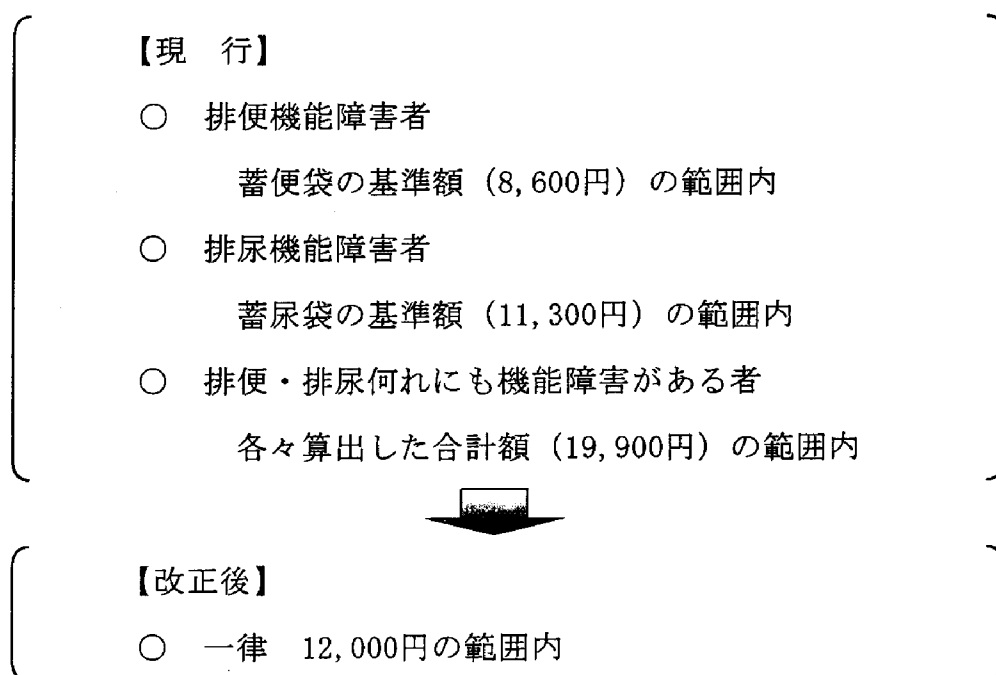
補装具給付制度における「遮光眼鏡」については、網膜色素変性症の者の羞明感をやわらげることで視力低下の進行を遅らせる等に有効であるとして、平成2年度より補装具の給付種目に取り入れたところであるが、近年、網膜色素変性症と同様に、「白子症」「先天無虹彩」「錐体かん体ジストロフィー」についても有効であるとされたことから、これらの疾病の者についても、遮光眼鏡の給付対象とする予定である。

ウ 修理基準の見直し（消耗品の廃止）

補装具給付制度の修理基準に規定されている補聴器用乾電池、人工喉頭用電池及び歩行補助つえ用先ゴムについては、補装具の修理として特別の技術を要しないこと、また限られた財源の有効活用を図る必要があることを踏まえ、平成16年度限りで廃止する予定である。

エ ストマ用装具の特例として紙おむつ等を支給する場合の基準単価の見直し

補装具給付制度における紙おむつ等の支給については、これまでストマ用装具の特例と整理してきたことから、ストマ用装具の基準額に準じた額で給付の基準額を設定してきたところであるが、実勢価格や自治体における給付実績を踏まえ、次のとおりの基準額とする予定である。



(3) 日常生活用具給付等事業費の執行について

日常生活用具給付等事業費に係る補助金の交付決定については、昨年度に引き続き省内予算の流用等を行うことで、可能な限り財源の確保に努めてきたところであり、所要見込額に対して約9割程度の財源確保ができる見通しとなったので、特段のご理解とご配慮を賜りたい。

また、平成17年度においても厳しい財政状況に変わりがないことから、基準単価の見直しに努めるなど、運用上の工夫を図りたいと考えているので、引き続き、本事業の円滑な運営にご協力をお願いします。

(4) 補装具給付制度等の見直しについて

昨年10月の「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」において、補装具給付制度及び日常生活用具給付等事業の見直しに関する基本的な考え方を提示したところであるが、今般、「補装具等の見直しに関する検討委員会」を設置し、補装具及び日常生活用具の給付範囲の見直し等といった諸課題につき検討を進めているところであるので、その旨御了知を願いたい。

なお、本検討状況については、厚生労働省ホームページを通じて、適宜、議事内容を情報提供する予定である。

3 聴覚障害者情報提供施設等の整備について（地域介護・福祉空間整備等交付金）

地域介護・福祉空間整備等交付金に関する具体的内容については、2月18日の全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議にて既にお示ししているところであるが、障害関係施設の整備を行う場合には、都道府県においては国の基本方針に基づいて基盤整備を行うための「施設生活環境改善計画」を策定することとなるので、関係部局等との緊密な連携を図り当該計画に位置づけたうえで、効率的な施設の設置に向けて取り組むようお願いする。

（別冊「地域介護・福祉空間整備等交付金について」参照）

なお、障害関係施設のうち、特に聴覚障害者に対する情報提供及びコミュニケーション支援体制の一層の充実については、日常生活における必要性に加えて、自然災害等緊急時の対応の観点から、喫緊の課題として挙げられてきたところである。

したがって、未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、「障害者基本計画」において、聴覚障害者情報提供施設の整備を全都道府県において整備促進することとされている点にご留意のうえ、施設生活環境改善計画を策定されたい。

4 国際障害者交流センターについて

「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、「国連・障害者の十年」を記念する施設であり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者自らが行う文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成17年度においては、引き続き以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成16年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

(1) 平成17年度事業計画について

ア 手話通訳者・手話通訳士現任研修事業

手話通訳者・手話通訳士の資質と技術の向上を図る。

実施時期 平成17年6月～平成18年2月

研修期間 ・手話通訳者現任研修：5日間（年4回）

・手話通訳士現任研修：5日間（年3回）

募集人員 20人/回

イ 障害者パソコンボランティア指導者養成事業

障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。

実施時期 平成17年7月・平成18年2月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

ウ 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな救援・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。

実施時期 平成17年7月・11月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

エ 障害関係福祉情報等提供事業

以下に掲げる方法により、ビッグ・アイにおいて開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。

○ ホームページの運用

当センターの紹介、アクセス、事業案内を始め、障害者団体が開催する障害者の芸術・文化事業等の情報を、当センターのホームページを通じて提供する。

○ メールマガジンの発信（平成17年3月1日開設）

当センターの主催事業をはじめ、全国の都道府県及び関係団体、障害者グループの芸術・文化活動の情報などを、メールマガジンを通じて提供する。

○ ビッグ・アイ インターネット美術館の運営

障害者の作成した絵画、イラストなどを募集し、当センターのホームページに開設しているインターネット美術館（BiG-i Museum）に掲載する。

○ 情報誌「ビッグ・アイ」の発行

障害者の芸術活動に関する国内外の情報、当センターの紹介・事業報告などを掲載した情報誌「ビッグ・アイ」を発行し、全国の障害者団体・施設等へ配布する。

○ 障害児の作品展

養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

○ 障害者の社会参加に関する相談

障害者が、障害者が自ら行う国際交流へのアシスト、芸術・文化活動へのサポート、パソコンやインターネット等の情報化へのアドバイス、及びその他障害者の社会参加に関する分野に対して助言・指導等を行うとともに、これらの相談に応えられるよう関連情報の収集や関係団体との連絡調整に努める。

○ 障害者対応パソコンによる情報提供や操作指導

障害者対応パソコン及び周辺機器を操作体験しながら、様々な情報収集ができるよう操作指導を行う。

○ コミュニケーション機器等の常設展示

「情報と交流」を展示コンセプトとして、障害者の情報収集や交流活動に欠かせない意思伝達装置等のコミュニケーション機器を中心に展示し、また、食事を交えた交流活動を支える食事用具も併せて展示する。

○ 施設の広報やイベント、研修案内などの情報発信

当センターのパンフレットや行事案内を始め、障害者関連の情報誌等を常置し、来館者への情報提供に努める。

オ 障害者芸術・文化活動支援事業

障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

○ バリアフリーアートアカデミーの開催（年2回実施予定）

カ 国際交流事業

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

(2) 施設の利用について

施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行宿泊先としての活用、また、市民団体、関係機関等にも障害者に対する理解を深めてもらう観点から積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

【施設の概要】

1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」（愛称：ビッグ・アイ）

2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1（泉北ニュータウン泉ヶ丘地区）

（JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、
泉ヶ丘駅下車徒歩3分）

3 施設規模

地上3階地下1階建（敷地面積 約8,000㎡，延床面積 約12,000㎡）

4 主な施設内容

○多目的ホール

（客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席（うち車椅子席最大約300席））

○宿泊室 35室（洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室）

○大・中・小会議室、バリアフリープラザ（情報・相談コーナー）

○レストラン（50席）、駐車場

5 障害者のための特別な機能

○大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール

○館内自動音声案内設備

○広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

○文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内
設備

○光点滅式避難誘導設備 等

6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL 072-290-0900

FAX 072-290-0920

URL <http://big-i.jp/>

5 手話通訳技能認定試験等について

平成16年度の第16回手話通訳技能認定試験は、平成16年9月に第一次試験が行われ、同年11月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成17年3月31日(木)に合格者の発表が行われる予定である。

平成15年度までの認定試験の合格者の累計は、全国で1,533人となっているが、大都市を中心とした地域に偏在する傾向が見られるところである。

また、近年、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、司法、福祉、労働などの各分野に広がり、しかも内容は益々複雑・多様化の傾向にある反面、これらに対応できる高度な技術をもつ手話通訳士の数は十分とは言えない状況にある。

このような状況において、今後とも、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」の「手話通訳者養成・研修事業」等を積極的に活用すること等により、手話通訳技能認定試験の受験を志す者の拡大と資質の向上に積極的に取り組まれるようお願いする。

なお、平成16年度認定試験から学科試験合格者の次年度以降の学科試験免除期間が2年間から1年間に変更になっているのでご了知願いたい。

また、身体障害者福祉促進事業費委託費のうち、手話通訳指導者養成研修事業費の委託先が(財)全日本聾啞連盟から(社福)全国手話研修センターに変更されたことも併せてご了知願いたい。

<企画課監査指導室>

1 平成17年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

(1) 障害福祉施設等に係る指導監査について

ア 障害福祉施設に対する指導監査については、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成15年3月28日障第0328016号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1「障害福祉施設指導監査指針」及び別添2「入所措置事務等実施機関指導監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、障害福祉施設等における利用者に対する虐待等の不祥事が発生している現状を鑑み、入所者等に対する適切な処遇を確保し、関係法令・通達に基づく適正かつ厳正な執行を図る観点から特段のご配慮をお願いする。

イ 障害福祉施設は種別が多種であり、種別によって目的、機能等が異なるので、その指導監査を行うに当たっては、施設の特性に関して知識経験を有する職員の確保、その資質向上のための研修の充実等、指導監査体制の整備強化が図られるよう配慮願いたい。

また、施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、個々の入所者の人権を尊重した適切な処遇の確保に重点を置いた指導監査を実施するとともに、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営が図られるよう指導方をお願いする。

(2) 指定居宅支援事業者等に係る指導監査について

支援費制度に対する指導監査については、「指定居宅支援事業者等の指導監査について」（平成15年3月28日障第0328011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1「指定居宅支援事業者等指導指針」及び別添2「指定居宅支援事業者等監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、市町村に対する指導については、円滑かつ適正な運営の確保を図るため、適切な助言指導を行うことが重要であることから、「支援費支給事務等の市町村の指導について」（平成15年3月28日障第0328014号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「市町村指導指針」を参考に、地方自治法に基づき、

管内市町村等を対象として、都道府県、指定都市及び中核市において定期的な指導の実施に努められたい。

(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」）を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任（専決権付与等）している都道府県にあつては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

イ 平成17年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等が確保されるよう指導されたい。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づき適正に処理されるよう指導されたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等によりの確に所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導されたい。

(4) 精神病院に対する指導監査について

精神病院に対する指導監査については、平成10年3月3日各都道府県知事・各政令市長あて4部局長連名通知「精神病院に対する指導監督の徹底について」等に基づき実施しているところであるが、今年度厚生労働省が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）関係行政事務指導監査において精神病院を実地検証した結果、一部の精神病院について、法律上の諸手続や身体拘束等の重要事項についての指導が徹底されていない事例等があり、また、指導後の改善も十分でない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、指導方法に創意工夫を凝らし、適正かつ効果的な指導監査に努められたい。

2 平成17年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成17年度都道府県に対して行う特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了承ください。

(2) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について

平成17年度の精神保健福祉法関係行政事務指導監査の実施計画については、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いする。

また、当該指導監査の際には、平成17年度においても、精神病院入院者の適正な医療及保護を図るため、引き続き、各都道府県・指定都市において実施されている精神病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、関係部局との連携を密にし、指導監査を円滑に行うことができるよう特段の配慮をお願いする。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（公費負担の承認内容、連名簿等の審査点検等）
- カ 社会復帰施設の設置促進及び指導監査の状況
- キ 精神病院に対する実地指導等の検証

3 その他

平成16年度障害福祉施設等に係る指導監査の実施状況及び指定居宅支援事業者等の指導実施状況については、別途通知するので提出方お願いする。

平成17年度 障害福祉関係(特別児童扶養手当等)指導監査実施計画(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画 (案)		和歌山県	奈良県	千葉県		山形県	岡山県	佐賀県	京都府	東京都	高知県	
		長野県	滋賀県	富山県		鳥取県	長崎県	三重県	埼玉県	広島県	大阪府	
				宮崎県		山梨県		福井県	大分県	徳島県	兵庫県	
		(2)	(2)	(3)		(3)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	

(注) 上記の予定は、都合により変更することもありうる。

平成17年度公衆衛生関係行政事務導監査実施計画
(精神保健福祉法関係)

実施計画	都道府県・指定都市	備考
各都道府県・市ごと実施日を定め通知	(都道府県) [24]	(注)
	北海道 青森県 岩手県 秋田県	対象都道府県・市については、都合により変更することがある。
	山形県 福島県 栃木県 千葉県	
	新潟県 富山県 石川県 福井県	
	山梨県 三重県 京都府 広島県	
	山口県 徳島県 愛媛県 高知県	
	熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	
	(指定都市) [6]	
	仙台市 千葉市 川崎市 名古屋市	
	京都市 福岡市	
[合計 30]		

※ 平成16年度の対象都道府県・市については、指導監査の結果を踏まえ、平成17年度において追加して実施する場合がある。

資料編

<企画課>

重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

・ホームヘルプサービス、デイサービスなど在宅サービスの推進

区 分	平成15年度予算	平成16年度予算	平成17年度予算案	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員（ホームヘルパー）	約 51,560人	約 55,230人	約 91,200人	約 60,000人
短期入所生活介護（ショートステイ）	約 4,920人分	約 5,060人分	約 5,220人分	約 5,600人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	約 1,230か所	約 1,300か所	約 1,380か所	約 1,600か所
障害児通園（デイサービス）事業	約 9,710人分	約 10,000人分	約 10,330人分	約 11,000人分
重症心身障害児（者）通園事業	約 230か所	約 240か所	約 250か所	約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	約 410か所	約 430か所	約 440か所	約 470か所

・グループホームや通所授産施設などの住まいや働く場または活動の場の確保

区 分	平成15年度予算	平成16年度予算	平成17年度予算案	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業（グループホーム）	約 19,920人分	約 23,600人分	約 30,710人分	約 30,400人分
福祉ホーム	約 3,910人分	約 4,240人分	約 4,560人分	約 5,200人分
通所授産施設	約 68,240人分	約 69,590人分	約 70,950人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	約 5,700人分	約 5,960人分	約 6,220人分	約 6,700人分

資料編

<企画課国立施設管理室>

1 国立更生援護施設の概要

施設名	所在地	事業内容等	
国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院) TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102	埼玉県 所沢市	ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等 定員 330名 イ 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名(45名) ・中卒5年課程 定員 75名(15名) ※ () は各年度の募集人員 ウ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 40名	
国立 立 光 明 寮	国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383 国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941 国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122 国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365	北海道 函館市 栃木県 那須塩原市 兵庫県 神戸市 福岡県 福岡市	ア 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 各センター90名(30名) ・中卒5年課程 定員 各センター75名(15名) ※ () は各年度の募集人員 イ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 各センター20名
国立 立 保 養 所	国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571 国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794	静岡県 伊東市 大分県 別府市	重度の肢体不自由者に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・心理判定、ケースワーク等の心理的・社会的リハビリテーションの実施 定員 各センター100名
害国 児立 施知 設的 障	国立秩父学園 TEL 042-992-2839 FAX 042-995-2253	埼玉県 所沢市	知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施 定員 125名

(参考) 国立更生援護施設ホームページアドレス一覧

施設名	ホームページアドレス
国立身体障害者リハビリテーションセンター	http://www.rehab.go.jp/
国立函館視力障害センター	http://www.hakodate-nhb.go.jp/
国立塩原視力障害センター	http://www.shiobara-nhb.go.jp/
国立神戸視力障害センター	http://www.kobe-nhb.go.jp/
国立福岡視力障害センター	http://www.fukuoka-nhb.go.jp/
国立伊東重度障害者センター	http://www.ito-nrh.go.jp/
国立別府重度障害者センター	http://www.beppu-nrh.go.jp/
国立秩父学園	http://www.chichibu-gakuen.go.jp/

2 高次脳機能障害支援モデル事業 [概念図]

13～15年度

16～17年度 (予定)

18年度以降

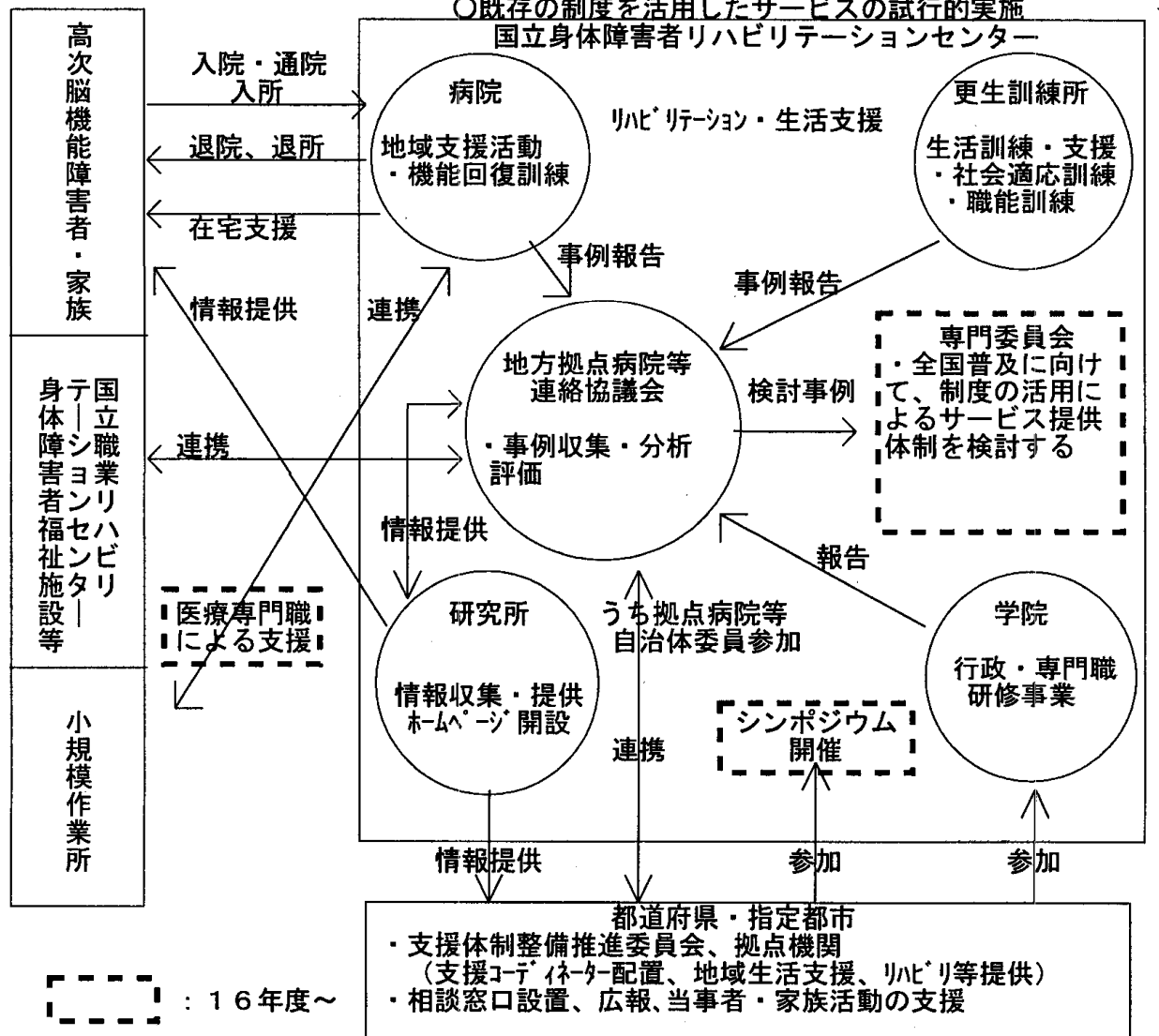
○サービスの試行的実施

○既存の制度を活用したサービスの試行的実施

○全国で各種制度を活用して、確立された支援プログラムを実施

事例収集・分析

「診断基準」
「訓練プログラム」
「支援プログラム」
の提示

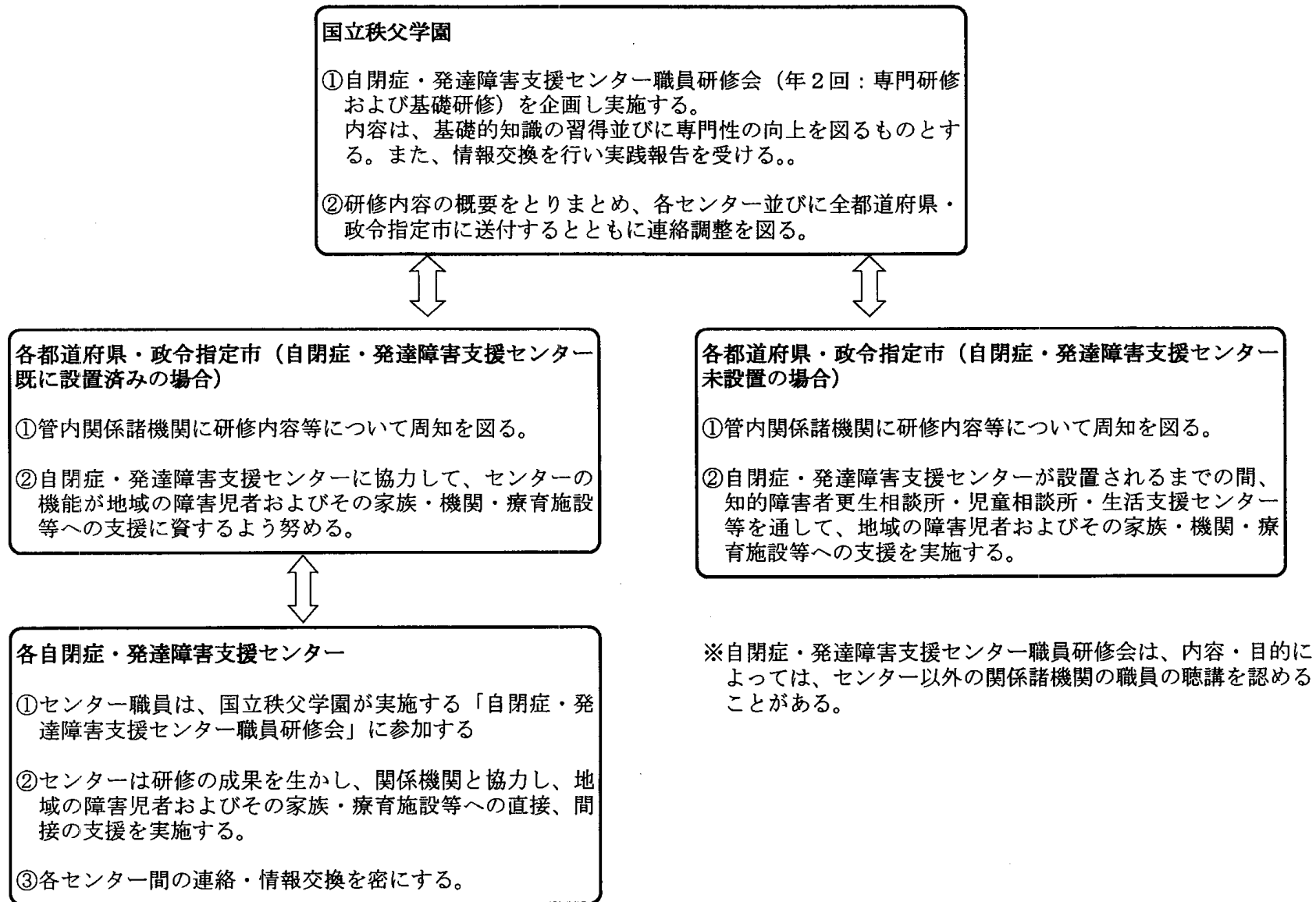


高次脳機能障害者・家族活動の支援

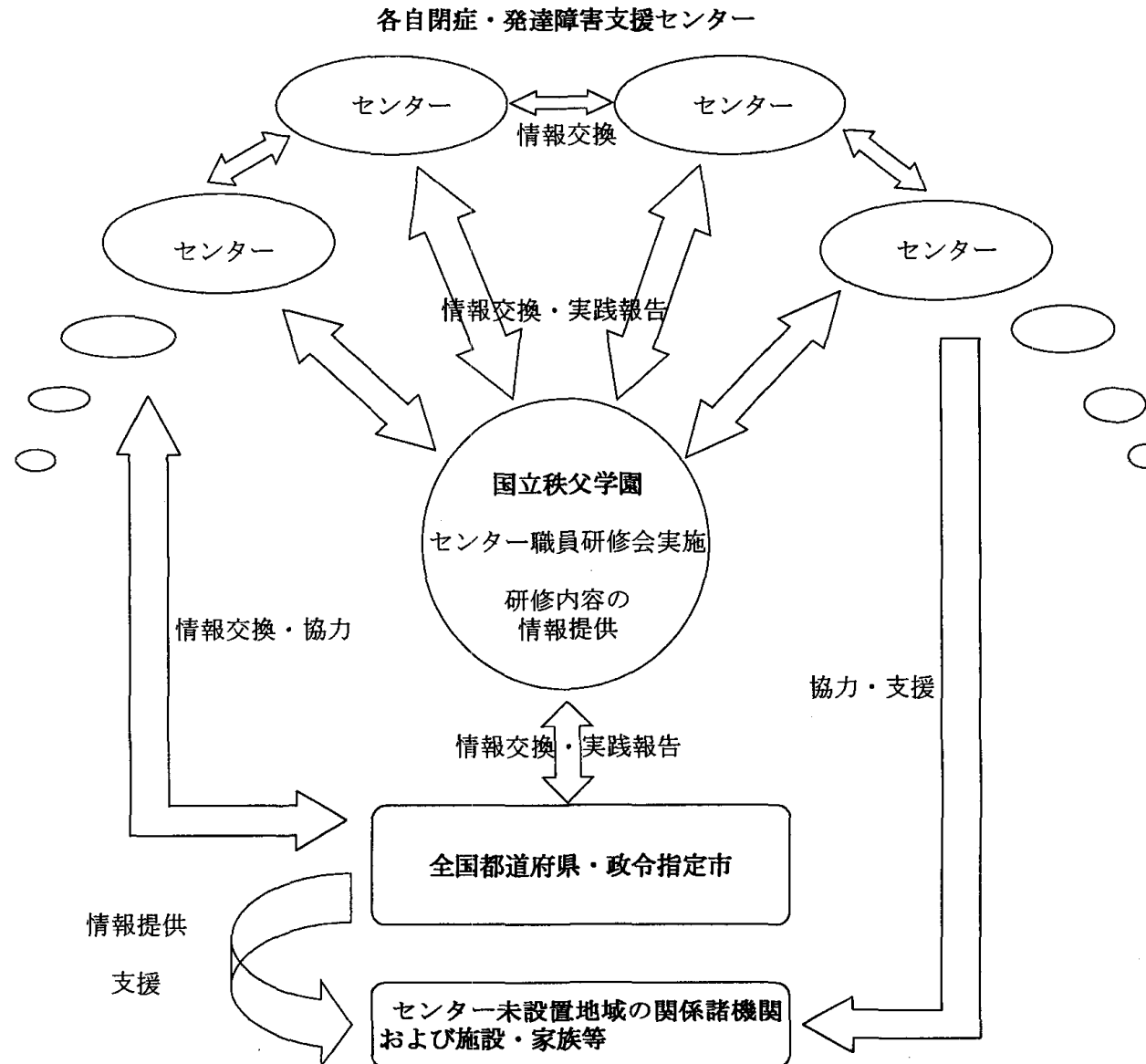
：16年度～

都道府県・指定都市
・支援体制整備推進委員会、拠点機関
(支援コーディネーター配置、地域生活支援、リハビリ等提供)
・相談窓口設置、広報、当事者・家族活動の支援

3 自閉症・発達障害支援センターネットワーク概要



(参考) 自閉症・発達障害支援センターネットワーク〔概念図〕



4 平成17年度 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修実施計画

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	【第1回】 7月11日(月)～7月15日(金) 【第2回】 1月16日(月)～1月20日(金)	5日 5日	76名 76名
音声言語機能等判定医師研修会	脳卒中等による疾病や先天性が原因で、音声・言語・そしゃく機能障害をもつ身体障害者の判定に必要な研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、音声・言語・そしゃく機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	9月12日(月)～9月16日(金)	5日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等適合判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師。	【第1回】 12月5日(月)～12月9日(金) 【第2回】 3月13日(月)～3月17日(金)	5日 5日	100名 100名
視覚障害者用補装具判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、視覚障害者の補助具の適合判定に従事する眼科医師。	12月12日(月)～12月16日(金)	5日	20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日数	定員
15条指定医師研修会	各都道府県・指定都市・中核市が、身体障害者福祉法の規定に基づき行う身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準(ガイドライン)に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身障法第15条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的とする。	①都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務(嘱託医を含む)する医師 ②都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	2月9日(木)～2月10日(金)	2日	60名
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	身体障害者更生相談所長及び身体障害者更生相談所長の推薦する更生相談所に勤務する職員。	11月10日(木)～11月11日(金) (予定)	2日	50名
義肢装具士研修会	義肢装具の製作、適合評価等に関わる専門職員に対して座位保持装置の専門的知識及び技術を習得させることを目的とする。	義肢装具士養成校、リハビリテーション病院等において、義肢装具に携わる者で、所属長の推薦する者。	11月16日(水)～11月18日(金)	3日	20名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において、現に作業療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	10月5日(水)～10月7日(金)	3日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において、現に理学療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	11月14日(月)～11月15日(火)	2日	20名
リハビリテーション心理職研修会(基礎)	身体障害者の心理専門職業務に従事しリハ領域の経験の浅い職員を対象として、心理専門職に関する基礎的知識及び技術の研修を行い、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長の推薦する者。	5月23日(月)～5月27日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	身体障害者の心理専門職業務に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長の推薦する者。	9月26日(月)～9月30日(金)	5日	20名
手話通訳指導者研修会	聴覚障害者の更生援護業務に従事しようとする者に、手話についての専門的知識と実技を習得させることにより、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする	①身体障害者更生相談所、福祉事務所、身体障害者更生援護施設等において、現に聴覚障害者に対する援護業務に従事している者または手話通訳業務に従事している者 ②手話による日常会話が可能な者であって、概ね2年以上の経験がある者で、当該都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	休 止		20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させその資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	11月30日(水)～12月2日(金)	3日	30名
視覚障害生活支援研修会	視覚障害者の支援に携わっている者に視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を修得させることによりその資質の向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で、所属長の推薦する者。	5月30日(月)～6月3日(金)	5日	20名
身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会	各都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所において、原則として2年以上身体障害者の相談援助業務に従事した経験を有する身体障害者福祉司等の職員。	7月19日(火)～7月22日(金)	4日	60名
手話通訳者研修会	聴覚障害者の更生援護業務に従事する者または手話通訳業務に従事している者について①国語の理解が不十分な聴覚障害者に対する場合でも、②個人的社会的に重要かつ複雑な場面で、迅速に確実なコミュニケーション・情報を確保する必要がある場合でも③高度教育や企業内教育のように専門的言語が使用される場合でも、聴覚障害者に十分伝達できる手話についての専門的知識と技術を習得させることにより聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	①国立リハセンターの手話通訳指導者研修会を修了した者等であって、身体障害者更生相談所、福祉事務所、身体障害者更生援護施設等において、現に聴覚障害者に対する援護業務に従事している者または手話通訳業務に従事している者 ②手話による日常会話が可能な者であって、概ね5年以上の経験がある者で、当該都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	休 止		45名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対して、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長の推薦する者。	10月17日(月)～10月21日(金)	5日	20名
リハビリテーション看護研修会	リハビリテーション看護に必要な基礎知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	身体障害者の看護に従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で、所属長の推薦する者。	10月25日(火)～10月28日(金)	4日	50名
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に研修を行い、福祉機器の使用について指導等に必要の専門的技術を習得させることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等において、福祉機器相談等を担当している専門職員で、所属長の推薦する者。	1月31日(火)～2月3日(金)	4日	60名
靴型装具専門職員研修会	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得することを目的とする。	義肢装具士で、靴型装具の製作・適合業務に従事している者で、所属長の推薦する者。	休 止		15名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
電動義手装具専門職員研修会	義肢装具士に電動義手の理論、製作、適合技術の普及のため、電動義手装具に関する必要な専門的知識及び専門技術を習得させることを目的とする。	医学・工学・義肢装具専門分野(特に義手)の基礎的知識を修得し、現在、義手の製作に携わっている義肢装具士で所属長の推薦する者。	休 止		10 名
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会(前期) 盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会(後期)	盲ろう者のコミュニケーション通訳に従事している者に対し、会話用点字及び盲ろう用手話等の専門的知識と技術を習得させ、各地域における指導的役割を担う人材育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生援護施設等において盲ろう者の通訳介助業務に従事している者で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	【前期】 6月20日(月)～6月24日(金) 【後期】 11月7日(月)～11月11日(金)	10 日	20 名
介助犬・聴導犬訓練者研修会	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者を対象として、訓練に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者で、所属長の推薦する者。	2月27日(月)～3月3日(金)	5 日	20 名
高次脳機能障害支援事業関係職員研修会(短期コース) (一般研修コース)	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要な知識及び技術を習得することを目的とする	都道府県・指定都市における行政担当者、並びに、関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市民生主管部(局)長から推薦のある者。	2月15日(水)～2月17日(金)	3 日	200 名

※上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

5 平成17年度 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）における研修実施計画

研修会名		目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援技術研修会		<p>障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。</p> <p>そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。</p>	市町村、障害者福祉センター、障害者地域生活支援センター、指定居宅支援事業者及びその他関係施設等において障害者の地域生活支援業務に携わる者	<p>【身体障害者コース】 12月13日（火） ～12月16日（金）</p> <p>【知的障害者コース】 ＜第1回＞ 9月20日（火） ～9月23日（金） ＜第2回＞ 1月10日（火） ～1月13日（金）</p>	4日	150名	
障害者施設職員研修会	新任職員コース	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	新任職員（異動による新任を含む）。	6月7日（火） ～6月9日（木）	3日	70名	
	機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	OT・PT・スポーツ指導員・看護師等で機能訓練、健康管理を担当する者。	10月4日（火） ～10月6日（木）	3日	100名	
身体障害者福祉センター等職員研修会		身体障害者福祉センターの施設長等幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センターA型、B型及びデイサービスセンター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。 （開催地：宮城県仙台市）	11月24日（木） ～11月25日（金）	2日	70名	
			身体障害者福祉センターA型、B型及びデイサービスセンター等の施設長等幹部職員。	2月23日（木） ～2月24日（金）	2日	70名	
障害者保健福祉サービスコーディネーション研修会 ～身体障害者コース～		身体障害者の障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、身体障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設、指定居宅支援事業者等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<ベーシックコース> 7月5日（火） ～7月8日（金）	4日	150名	
			地域で身体障害者支援業務に携わる者について、より実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域で身体障害者支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者。 （現在、地域のリーダーとして活躍中の者を含む）	<アドバンスコース> 1月25日（水） ～1月27日（金）	3日	50名

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者保健福祉サービス コーディネーション研修会 ～知的障害者コース～	知的障害者の障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、知的障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設、指定居宅支援事業者等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者	<第1回ベーシックコース> 6月21日(火) ～6月24日(金) <第2回ベーシックコース> 10月18日(火) ～10月21日(金)	4日 4日	180名 180名	
	地域で知的障害者支援業務に携わる者についてより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域で知的障害者支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者。 (現在、地域のリーダーとして活躍中の者を含む)	<アドバンストコース> 3月7日(火) ～3月9日(木)	3日	50名	
障害者のためのレクリエーション 支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者	<第1回ベーシックコース> 7月19日(火) ～7月22日(金) <第2回ベーシックコース> 11月8日(火) ～11月11日(金)	4日 4日	70名 70名	修了者は日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得のための一部の履修が免除される。
	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することにより、レクリエーション支援の中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者。 (現在、リーダーとして活躍中の者を含む)	<アドバンストコース> 2月7日(火) ～2月9日(木)	3日	50名	
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に合った運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	<第1回> 8月2日(火) ～8月5日(金) <第2回> 8月23日(火) ～8月26日(金) <第3回> 3月21日(火) ～3月24日(金)	4日 4日 4日	120名 120名 120名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。

※ 上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

(その他) 平成16年度に共同開催した「福祉施設職員向け コミュニケーション技術・IT活用技術研修会」は今年度も京都で実施する予定です。開催内容等は別途通知します。

6 平成17年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修実施計画

コース名	日数	期 間	研 修 目 的	受講資格	定員
第82回 指導員・保育士コース	10日間	5月30(月)～ 6月10日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義を中心に知識・技術等を修得させ、資質のさらなる向上を図ることを目的とする。本年度は、知的障害医学・諸援助方法・援助技術演習等を主な内容とする。	知的障害関係施設の職員(看護師も含む)	40
第13回 看護師コース	5日間	7月11日(月)～ 7月15日(金)	施設の担うべき役割、施設における医療(看護)の役割、知的障害児・者の理解と看護のあり方、福祉(支援スタッフ)と医療(医療スタッフ)との連携、さらにこれからの地域福祉・地域療育の中で施設医療の役割等について研鑽を積むことを目的とする。本年度は、自閉症・発達障害の理解、行動障害の理解とその対応等を加える。	知的障害関係施設利用者の健康管理にあたる看護師	40
第10回 新任職員コース	5日間	9月12日(月)～ 9月16日(金)	知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的知識・援助技術等を習得し、福祉の心を培い資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。本年度は、「福祉の基礎と援助の基礎を学ぶ」をテーマとする。	知的障害関係施設の職員	40
第83回 指導員・保育士コース	10日間	10月17日(月)～ 10月28日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義・実習・見学等を通して基礎的な理論を学ばせるとともに実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。本年度は、暮らしを支える～知的障害者への支援～をテーマとし、各種支援方法を取り上げる。	知的障害関係施設の職員(看護師も含む)	40
第10回 施設長コース	3日間	11月15日(火)～ 11月17日(木)	施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報提供、課題を持ち寄っての討議の場とし、施設相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の施設長または施設長代理の方	30

テーマ別研修

コース名	日数	期 間	研 修 目 的	受講資格	定員
自閉症入門コース	3日間	10月5日(水)～ 10月7日(金)	自閉症の理解をはじめ、療育や援助を行う上で必要となる基礎的な知識と援助法を習得させ、実践の場で生かせることを目的とする。本年度は自閉症・発達障害の理解、各ライフステージにおける支援、支援方法、課題行動の対応等を中心に実施する予定。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40
自閉症療育トレーニングセミナー	3日間	11月8日(火)～ 11月10日(木)	自閉症・発達障害の障害特性の理解を深め、その援助システムについて実践を含めた研修を行い、自閉症・発達障害支援者養成の一環とする。	知的障害関係施設の職員	20
行動障害コース	3日間	12月7日(水)～ 12月9日(金)	行動障害についての理解を深め、その対応や支援について学び療育や支援の場で生かせることを目的とする。本年度は主に行動障害の医学、自閉症の行動障害、支援の実践などについて実施する予定。	知的障害関係施設・重症心身障害児施設・国立療養所の看護師・知的障害者更生相談所職員	40
地域移行支援コース	3日間	2月1日(水)～ 2月3日(金)	地域移行についての基本的考え方、ケアマネジメント、生活支援の実際、就労支援など地域移行に際しての基本的な知識や技術を習得させることを目的とする。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40
自閉症子育て支援セミナー	2日間	11月19日(土)～ 11月20日(日)	自閉症・発達障害のある子どもを持つ家族や施設職員、教師、保育士等を対象として、講義や実践報告から療育の知識や援助法を習得させることを目的とする。本年度は、「ソーシャル・スキルトレーニング」をメインテーマとする。	自閉症児・者の家族・施設職員・教師・保育士・医療関係者等	200

発達障害関係職員研修会

コース名	日数	期 間	研 修 目 的	受講資格	定員
専門コース	3日間	7月1日(金)～ 7月3日(日)	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を習得させることにより同支援センター業務の円滑な推進に資することを目的とする。但し、基礎コースと専門コースの2コースを設ける。	発達障害者支援センター職員で管理責任者の推薦する方。他機関で関連業務についている職員の聴講を認めることがある。	40
基礎コース	3日間	2月17日(金) 2月19日(日)			
指導者コース	3日間 (年2回 実施予定)	日程については 検討中	都道府県・政令指定都市で発達障害分野の指導者となる行政担当者、保健師、保育士など現任者に対しアスペルガー障害・学習障害・注意欠陥/多動性障害等といった発達障害に関する研修を行い知識・技術を習得させることにより業務の円滑な推進に資することを目的とする。	発達障害分野の行政担当者、保健師・保育士等で都道府県・政令指定都市の民生主管部(局)長の推薦する方。	60

知的障害者更生相談所職員研修

コース名	日数	期 間	研 修 目 的	受講資格	定員
知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修会	3日間	11月30(水)～ 12月2日(金)	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門知識および技術を習得させることにより、同更生相談所の円滑な推進に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所において、知的障害者の相談援助業務に従事している職員で、都道府県および政令指定都市の民生主管部(局)長の推薦する方。	40

※上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

資 料 編

<企画課社会参加推進室>

1 市町村障害者社会参加促進事業の実施状況一覧

(平成17年3月現在)

都道府県	箇所数	実施主体
1 北海道	17	函館市他、北広島市、帯広市、旭川市、苫小牧市、釧路市、江別市、北見市、名寄市他、室蘭市、美唄市他、小樽市、滝川市、稚内市、根室市他、岩見沢市、千歳市
2 青森県	6	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市
3 岩手県	19	盛岡市、零石町、紫波町、花巻市他、石鳥谷町、東和町、北上市、水沢市、江刺市、前沢町、一関市、花巻市、大船渡市、宮古市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、久慈市
4 宮城県	3	多賀城市、石巻市、塩竈市
5 秋田県	10	秋田市、横手市、本荘市、大曲市、大館市、湯沢市、鹿角市、能代市、男鹿市、象潟町
6 山形県	8	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市、東根市、寒河江市他、新庄市
7 福島県	13	福島市、郡山市、いわき市、原町市、白河市、須賀川市、会津若松市、喜多方市、船引町、河東町、二本松市、相馬市、棚倉町
8 茨城県	9	水戸市、結城市、水海道市、牛久市、つくば市、土浦市、日立市、取手市、笠間市
9 栃木県	7	宇都宮市、足利市、佐野市、今市市、大田原市、鹿沼市、黒磯市
10 群馬県	6	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市
11 埼玉県	20	川口市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、川越市、所沢市、草加市、春日部市、幸手市、狭山市、岩槻市、入間市、新座市、鶴ヶ島市、東松山市、秩父市、深谷市、越谷市、久喜市
12 千葉県	11	市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、八千代市、市原市、鎌ヶ谷市
13 東京都	0	
14 神奈川県	22	横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、藤野町、南足柄市、中井町、開成町、湯河原町
15 新潟県	7	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新津市、新発田市
16 富山県	11	富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、小矢部市、砺波市、小杉町、立山町
17 石川県	11	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、松任市、輪島市、羽咋市、根上町、鶴来町、野々市町、中島町
18 福井県	9	福井市、敦賀市、武生市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、和泉村
19 山梨県	10	甲府市、都留市、韮崎市、増穂町、竜王町、富士河口湖町、春日居町、八代町、富士吉田市、大月市
20 長野県	56	塩尻市、松本市、伊那市、飯田市、須坂市、上田市、岡谷市、飯山市、丸子町、開田村、白馬村、長野市、諏訪市、駒ヶ根市、阿智村、小諸市、佐久市、小海町、白田町、佐久町、軽井沢町、望月町、御代田町、立科町、浅科村、東御市、真田町、茅野市、下諏訪町、富士見町、養輪町、辰野町、宮田村、南箕輪村、高遠町、阿南町、豊丘町、南木曾町、明科町、波田町、徳高町、梓川村、三郷村、堀金村、山形村、麻績村、松川村、大町市、池田町、小布施町、三水村、板城町、豊野町、小川村、千曲市、中野市
21 岐阜県	17	岐阜市、可児市、関市、大垣市、高山市、土岐市、美濃市、美濃加茂市、多治見市、各務原市、羽島市、中津川市、池田町、恵那市、端浪市、本巣市、飛騨市
22 静岡県	55	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、焼津市、浜北市、富士市、藤枝市、袋井市、富士宮市、磐田市、伊東市、掛川市、島田市、御殿場市、天竜市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆長岡町、戸田村、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町、岡部町、大井川町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町、中川根町、小笠町、菊川町、大東町、浅羽町、福田町、豊田町、豊岡村、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町
23 愛知県	5	豊田市、岡崎市、春日井市、瀬戸市、日進市
24 三重県	13	四日市市、鈴鹿市、上野市、名張市、伊勢市、尾鷲市他、桑名市、松阪市、鳥羽市、久居市他、飯高町、安濃町、朝日町
25 滋賀県	30	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、草津市、守山市、栗東市、中主町、野洲町、今津町他、甲西町、米原町、志賀町、石部町、水口町、甲南町、信楽町、安土町、日野町、竜王町、永源寺町、五箇荘町、豊郷町、甲良町、山東町、湖東町、伊吹町、近江町、高月町
26 京都府	14	亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、長岡京市、向日市、京丹後市、園部町、井手町他
27 大阪府	43	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、東大阪市、泉南市、四條畷市、阪南市、富田林市、柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市、田尻町、熊取町、島本町、能勢町、泉大津市、豊能町、忠岡町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町
28 兵庫県	33	明石市、尼崎市、西宮市、洲本市他、芦屋市、伊丹市、加古川市、川西市、三木市、三田市、姫路市、相生市、豊岡市、龍野市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、小野市、加西市、篠山市、猪名川町、八千代町他、稲美町、播磨町、夢前町他、太子町他、千種町他、美方町、養父市、香住町他、和田山町他、春日町
29 奈良県	14	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、桜井市、香芝市、平群町、斑鳩町、五條市、川西町、室生村、御杖村
30 和歌山県	6	和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、御坊市、南部町他
31 鳥取県	4	鳥取市、米子市、倉吉市、中山町
32 島根県	15	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市他、安来市、江津市、平田市、佐田町、石見町他、横田町他、斐川町、多伎町、大社町、田原町
33 岡山県	10	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、高梁市、新見市、笠岡市、井原市、備前市
34 広島県	28	呉市、竹原市、大竹市、廿日市市、東広島市、三原市、尾道市、因島市、福山市、府中市、三次市、府中町、大野町、湯来町、加計町、大朝町、千代田町、大和町、向島町、沼隈町、神辺町、東城町、久井町、御調町、安芸高田市、黒瀬町、本郷町、瀬戸田町、庄原市
35 山口県	14	下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山口市、下松市、萩市、柳井市、小野田市、光市、長門市、美祢市、美和町
36 徳島県	12	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、藍住町他、川島町他、市場町他、海南町他、羽ノ浦町他、石井町他、半田町他、三野町他
37 香川県	7	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市
38 愛媛県	11	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、北条市、伊予市、東予市、四国中央市
39 高知県	6	高知市、須崎市他、安芸市他、南国市他、中村市他、土佐市他
40 福岡県	12	飯塚市、大牟田市、田川市、甘木市、筑紫野市、直方市、行橋市、久留米市、中間市、筑後市、豊前市、前原市
41 佐賀県	3	佐賀市、唐津市、伊万里市
42 長崎県	6	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、長与町
43 熊本県	4	熊本市、八代市、鹿本市他、宇土市他
44 大分県	5	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市
45 宮崎県	4	宮崎市、日向市、都城市、延岡市
46 鹿児島県	10	鹿児島市、出水市、指宿市他、鹿屋市、川内市、串木野市、国分市、西之表市他、伊集院町他、和泊町
47 沖縄県	15	名護市、石川市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、平良市、石垣市、糸満市、西原町、南風原町、読谷村、北谷町、嘉手納町
計	651	

2 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数

(平成16年12月末現在)

都道府県・ 指定都市名	障害者スポーツ指導員登録数					
		初 級	中 級	上 級	コ ー チ	
1 北海道	432 人	380 人	45 人	4 人	3 人	
2 青森県	137	124	6	6	1	
3 岩手県	164	140	23	1	0	
4 宮城県	219	199	19	1	0	
5 秋田県	229	214	12	2	1	
6 山形県	150	126	17	7	0	
7 福島県	274	254	15	5	0	
8 茨城県	575	549	21	5	0	
9 栃木県	273	251	14	6	2	
10 群馬県	293	261	19	11	2	
11 埼玉県	1,324	1,172	98	48	6	
12 千葉県	541	492	38	8	3	
13 東京都	1,763	1,555	133	65	10	
14 神奈川県	453	376	58	18	1	
15 新潟県	691	651	32	7	1	
16 富山県	279	250	23	5	1	
17 石川県	159	146	10	3	0	
18 福井県	131	128	3	0	0	
19 山梨県	104	94	9	1	0	
20 長野県	470	408	45	15	2	
21 岐阜県	215	205	7	2	1	
22 静岡県	523	482	23	17	1	
23 愛知県	707	645	40	20	2	
24 三重県	320	289	28	3	0	
25 滋賀県	268	217	39	12	0	
26 京都府	209	188	16	5	0	
27 大阪府	1,255	1,080	156	15	4	
28 兵庫県	679	597	69	9	4	
29 奈良県	241	201	36	4	0	
30 和歌山県	265	247	15	3	0	
31 鳥取県	33	33	0	0	0	
32 島根県	91	81	7	3	0	
33 岡山県	435	413	18	4	0	
34 広島県	212	194	14	4	0	
35 山口県	181	168	8	4	1	
36 徳島県	187	177	7	3	0	
37 香川県	143	132	7	4	0	
38 愛媛県	260	245	10	4	1	
39 高知県	196	154	32	8	2	
40 福岡県	506	475	23	7	1	
41 佐賀県	147	142	3	2	0	
42 長崎県	214	209	4	1	0	
43 熊本県	426	403	15	7	1	
44 大分県	513	472	31	7	3	
45 宮崎県	122	116	5	1	0	
46 鹿児島県	244	234	9	1	0	
47 沖縄県	177	157	15	5	0	
48 札幌市	208	174	28	6	0	
49 仙台市	224	163	54	7	0	
50 さいたま市	70	62	5	3	0	
51 千葉市	73	63	8	2	0	
52 横浜市	480	438	33	8	1	
53 川崎市	129	123	4	2	0	
54 名古屋市	322	281	26	14	1	
55 京都市	275	231	32	9	3	
56 大阪市	413	324	61	22	6	
57 神戸市	343	302	31	7	3	
58 広島市	159	134	15	7	3	
59 北九州市	193	181	8	3	1	
60 福岡市	270	244	13	11	2	
合 計	20,589	18,446	1,595	474	74	

資料：(財)日本障害者スポーツ協会調べ

3 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧

(平成17年2月末現在)

都道府県・ 指定都市名	名 称	〒	住 所	対象とする障害者			
				3障害者	身体障害者	知的障害者	知的のみ
1 北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0002	札幌市中央区北二条西7丁目 かねて2.7(道民活動センタービル)4階		○		
2 青森県	特定非営利活動法人 青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市野尻字今田52-4 ねむのき会館内	○			
3 岩手県	—	—	—				
4 宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県心身障害者福祉センター内	○			
5 秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館5階	○			
6 山形県	山形県障害者スポーツ協会	990-2231	山形市大字大森385番地 県身体障害者福祉会館内	○			
7 福島県	(財)福島県障害者スポーツ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16 県障害者支援グループ内	○			
8 茨城県	茨城県障害者スポーツ・文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6 県障害福祉部障害福祉課内	○			
9 栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内		○		
10 群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会 群馬県知的障害者スポーツ協会	371-8525 379-2214	前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター内 伊勢崎市下舂町238-3 県立ふれあいスポーツプラザ内			○	○
11 埼玉県	埼玉県障害者スポーツ協会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124 埼玉県大宮合同庁舎3F	○			
12 千葉県	千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1 千葉県障害者スポーツレクリエーションセンター内	○			
13 東京都	(社)東京都障害者スポーツ協会	162-0823	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12F		○		
14 神奈川県	神奈川県身体障害者スポーツ協会 神奈川県知的障害者スポーツ振興協議会	221-0844 221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内			○	○
15 新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟県中蒲原郡亀田町向陽1-9-1 新潟ふれあい愛プラザ内		○		
16 富山県	富山県障害者スポーツ協会	930-0966	富山市石金3-8-31 県立身体障害者更生指導所内		○		
17 石川県	石川県障害者スポーツ協会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館1F	○			
18 福井県	—	—	—				
19 山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ1階	○			
20 長野県	長野県障害者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586		○		
21 岐阜県	岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内	○			
22 静岡県	(財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館5階	○			
23 愛知県	(社)愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館内		○		
24 三重県	三重県障害者スポーツ協会	514-0113	津市一身田大古曾670-2 三重県身体障害者総合福祉センター内	○			
25 滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1 県立スポーツ会館内		○		
26 京都府	京都府障害者スポーツ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内	○			
27 大阪府	大阪府障害者スポーツ振興協会	540-8570	大阪府中央区大手前2丁目 府障害保健福祉室内	○			
28 兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1 県障害福祉課内	○			
29 奈良県	奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4 県心身障害者福祉センター内		○		
30 和歌山県	和歌山県身体障害者スポーツ協会 和歌山県ゆうあいスポーツ協会	641-0014 640-1162	和歌山市毛見琴ノ浦1437-218 県子ども・障害者相談センター内 海南市上谷777-1 太陽の丘内			○	○
31 鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会	680-0947	鳥取市湖山町西3-127 障害者福祉センター福祉会館内	○			
32 島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	○			
33 岡山県	岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 県障害福祉課内		○		
34 広島県	—	—	—				
35 山口県	山口県障害者スポーツ協会	753-0072	山口市大手町9-6 県社会福祉会館2階	○			
36 徳島県	(財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0939	徳島市かちどき橋1-41 県林業センター6階	○			
37 香川県	—	—	—				
38 愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会 愛媛県知的障害者福祉協会スポーツ委員会	790-0855 793-0213	松山市持田町3-8-15 県総合社会福祉会館内 西条市兎之山字上ノ向甲322 西条福祉園内			○	○
39 高知県	(財)高知県障害者スポーツ振興協会	780-8065	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ内	○			
40 福岡県	福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7 県総合福祉センタークローバープラザ内		○		
41 佐賀県	佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5		○		
42 長崎県	長崎県障害者スポーツ協会	852-8104	長崎市茂里町3-24	○			
43 熊本県	熊本県障害者スポーツ・文化協会	862-0939	熊本市長嶺南2-3-2	○			
44 大分県	大分県身体障害者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1 県障害福祉課内		○		
45 宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会	880-0007	宮崎市原町2-22 県福祉総合センター内		○		
46 鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートピアがこしま内	○			
47 沖縄県	—	—	—				
48 札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒二条6丁目 市身体障害者福祉センター内		○		
49 仙台市	仙台市障害者スポーツ協会	980-0022	仙台市青葉区五橋2-12-2 市福祉プラザ8F	○			
50 さいたま市	—	—	—				
51 千葉市	—	—	—				
52 横浜市	—	—	—				
53 川崎市	—	—	—				
54 名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市名東区勢子坊2-1501 市障害者スポーツセンター内	○			
55 京都市	(財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内	○			
56 大阪市	(社)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	546-0034	大阪市東住吉区長居公園1-32 大阪市長居障害者スポーツセンター内		○		
57 神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階	○			
58 広島市	—	—	—				
59 北九州市	北九州市障害者スポーツ協会	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-5 市障害者スポーツセンター内	○			
60 福岡市	福岡市障害者スポーツ・レクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ4階	○			
合 計				30	15	5	4

(注): 3障害者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者をいう。

4 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数

都道府県名	合格者数累計	都道府県名	合格者数累計
北海道	15	島根県	7
青森県	15	岡山県	16
岩手県	7	広島県	12
宮城県	6	山口県	10
秋田県	6	徳島県	7
山形県	6	香川県	9
福島県	19	愛媛県	16
茨城県	12	高知県	8
栃木県	9	福岡県	11
群馬県	27	佐賀県	3
埼玉県	68	長崎県	13
千葉県	22	熊本県	13
東京都	326	大分県	10
神奈川県	79	宮崎県	11
新潟県	8	鹿児島県	11
富山県	8	沖縄県	6
石川県	15	札幌市	23
福井県	7	仙台市	11
山梨県	8	さいたま市	19
長野県	22	千葉市	5
岐阜県	12	横浜市	47
静岡県	17	川崎市	20
愛知県	26	名古屋市	12
三重県	23	京都市	32
滋賀県	12	大阪市	11
京都府	27	神戸市	15
大阪府	65	広島市	11
兵庫県	32	北九州市	9
奈良県	16	福岡市	16
和歌山県	17		
鳥取県	6	合計	1,332

(注) 第15回(平成15年度)までの手話通訳技能認定試験に合格した者の数である。

5 第17回手話通訳技能認定試験の概要(平成17年度実施)

(1) 試験実施法人の名称及び所在地

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目23番1号マルネビル

TEL 03-3356-1634

(2) 試験期日及び試験地(予定)

ア 一次(筆記)試験

平成17年9月25日(日) 東京都、大阪府及び熊本県

イ 二次(実技)試験

平成17年11月27日(日) 東京都及び大阪府

(3) 試験科目(予定)

ア 一次(筆記)試験

国語、手話通訳のあり方、手話の基礎知識等

イ 二次(実技)試験

聞き取り(手話表現による)通訳、読み取り(口頭)通訳、
読み取り(筆記)通訳

(4) 受験資格

年齢が20歳(一次試験日現在)以上である者